資料３

ページの構成と見方

１財政運営

分野における主な課題を整理し、それぞれの課題に対応する施策を文末に（）書きで示しています。

主な課題

○ 人口減少と高齢化の進展に伴う課税対
経済情勢の影響による企業収益の悪化
が歳入に及ぼす影響を適切かつ継続して分析するとともに、市税以外の財源の確保にも努める必要があります。（➡施策①）

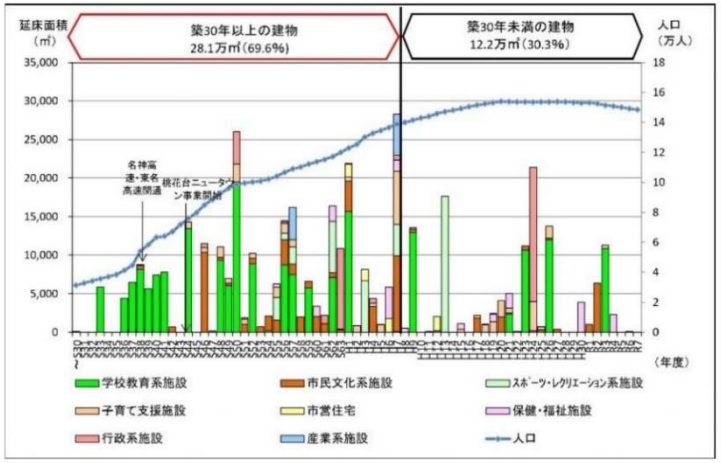
○

各分野の進捗や現状を把握するため、その分野を代表する主な指標を示しています。
※見出しの年度と異なる場合は、値の下に（）書きで示しています。
※原則として単年度の数値であり、異なる場合は（）書きで示しています。
※各施策の進捗状況を評価するための指標は巻末に一覧で示しています。

○
付税によって財政的な手当てがなされているものもあり、本市の財政を圧迫しています。このような外的要因にも耐えうる強固な財政基盤を維持する必要があります。（➡施策

専門用語などは資料編に解説を掲載しています。

○ 過去の人口増加時代に
の更新時期が迫っており、施設の維持、更新のための多額の経費が財政を圧迫することが懸念されることから、公共ファシリティマネジメント※を強力に推進していく必要があります。（➡施策④）



関連する計画：
小牧市公共施設長寿命化計画（平成 29（2017）年度～令和 28（2046）年度）
小牧 年度）
小牧 計画）（平成 2

各分野の狙いをわかりやすくするため、施策の推進により実現したいまちの姿を簡潔に示しています。

目指すまちの姿

たゆまぬ業務改善と、稼ぐ力（利益を生む仕組みづくり）で、将来にわたって健全な財政運営を続けられるまちにします。

代表的な指標

指標	令和 7 年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
経常収支比率	91.2%（令和 6 年度）	90.0%（令和 11 年度）	90.0%（令和 15 年度）
実質収支比率	4.4%（令和 6 年度）	5.0%（令和 11 年度）	5.0%（令和 15 年度）
実質公債費比率（3 か年平均）	0.1%（令和 6 年度）	1.6%（令和 11 年度）	1.6%（令和 15 年度）

施策①　受益者負担の適正化と歳入確保の強化を推進します

・ 受益と負担の適正化を図るため、定期的に使用料・手数料などの見直しを実

・ り
徹底した徴収業務に取り組みます。

分野が目指すまちの姿を実現するための施策の目標を示しています。

施策②　歳出の削減と合理化を推進します

・ 執行状況を踏まえた予算査定及び事務の統一化、集約化、手法の見直しなどによる歳出削減に取り組

・ 補助金などの適正化を図

課題の解決に向けて、施策の目標を実現するための具体的な取組を示しています。

第2章 分野別計画編

（政策の柱）1.小牧市の経営

1 財政運営

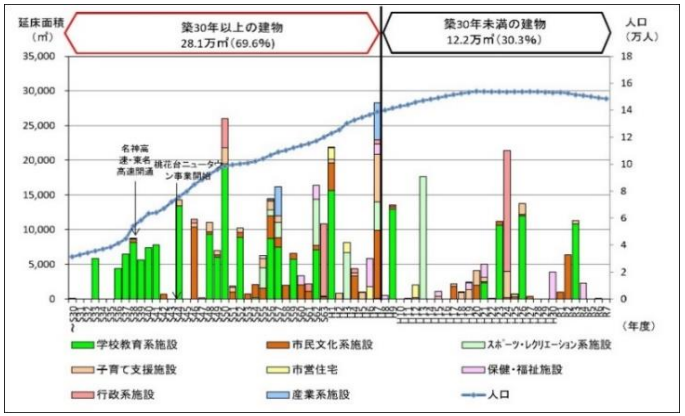
主な課題

○ 人口減少と高齢化の進展に伴う課税対象者の減少による減収、国内外の社会経済情勢の影響による企業収益の悪化などが懸念されるため、これらの動向が歳入に及ぼす影響を適切かつ継続して分析するとともに、市税以外の財源の確保にも努める必要があります。（➡施策①）

○ 社会保障関連経費※や人件費の増加などの影響により義務的経費※が増加しており、財政構造の弾力性を表す指標である経常収支比率が上昇し、財政の硬直化が進んでいます。コスト意識の徹底、DX による業務効率化など、多角的な歳出削減が必要です。（➡施策②）

・ 本市は、昭和 55（1980）年度以降、普通交付税の不交付団体※であり、比較的財政力はあるものの、近年は国の負担で賄われるべき国の施策が、普通交付税によって財政的な手当てがなされているものもあり、本市の財政を圧迫しています。このような外的要因にも耐えうる強固な財政基盤を維持する必要があります。（➡施策③）

○ 過去の人口増加時代にあわせて整備した多くの公共建築物やインフラ施設の更新時期が迫っており、施設の維持、更新のための多額の経費が財政を圧迫することが懸念されることから、公共ファシリティマネジメント※を強力に推進していく必要があります。（➡施策④）



関連する計画：

小牧市公共施設長寿命化計画（平成 29（2017）年度～令和 28（2046）年度）

小牧市公共施設適正配置計画（平成 29（2017）年度～令和 28（2046）年度）

小牧市公共ファシリティマネジメント基本方針（公共施設等総合管理計画）（平成 29（2017）年度～令和 28（2046）年度）

目指すまちの姿

たゆまぬ業務改善と、稼ぐ力※~~（利益を生む仕組みづくり）~~で、将来にわたって健全な財政運営を続けられるまちにします。

代表的な指標

指標	令和 7 年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
経常収支比率	90.1%	90.0% （令和 11 年度）	90.0% （令和 15 年度）
実質収支比率※	4.3%	5.0% （令和 11 年度）	5.0% （令和 15 年度）
実質公債費比率※（3 か年平均）	0.0%	1.6% （令和 11 年度）	1.6% （令和 15 年度）

施策① 受益者負担※の適正化と歳入確保の強化を推進します

・ 受益と負担の適正化を図るため、定期的に使用料・手数料などの見直しを実施します。

・ 市税などの収納率向上のため、納付の方法と機会を充実するとともに、より徹底した徴収業務に取り組みます。

施策② 歳出の削減と合理化を推進します

・ 執行状況を踏まえた予算査定及び事務の統一化、集約化、手法の見直しなどによる歳出削減に取り組みます。

・ 補助金などの適正化を図るため、定期的に見直しを実施します。

施策③　健全で計画的な財政運営を推進します

- 限られた財政資源を戦略的に投入し、投資的効果を最大化する経営的財政運営に取り組みます。
- 今後見込まれる財政需要に備え、特定目的基金※の積立て・取崩しと、市債※の発行・償還を計画的に進めます。
- 確実性や支払準備のための流動性の確保に留意し、公金管理基準※に即した公金運用を進めます。

施策④　計画的な公共ファシリティマネジメントを推進します

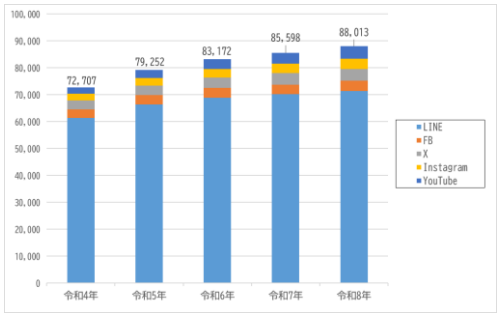
- 今後の人口動向の予測や施設の利用状況などを踏まえ、他用途への転用や統廃合も含めた公共施設の配置や総量の適正化に取り組みます。
- 施設劣化状況を把握するための施設点検を実施し、長寿命化に向け計画的な改修を推進します。
- 公共施設全体の保全計画に基づき、改修、建替えなどの時期が集中しないよう経費の平準化に取り組みます。

2 行政サービス

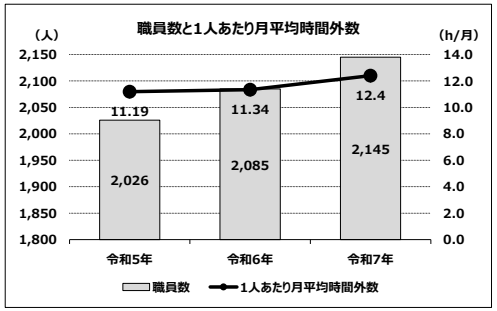
主な課題

○ 市民が快適に行政サービスを利用できるよう、申請手続きの簡素化とオンライン化を進めるとともに、デジタルに不慣れな方でも迷わず利用できるサービスを提供する必要があります。また、人口減少により職員確保が難しくなる中、限られた人員で質の高い行政サービスを維持するには、業務の効率化と DX の推進が不可欠です。AI・RPA※の活用や業務見直し、紙業務のデジタル化を進めるとともに、情報セキュリティ対策とガバナンス※を強化し、安全で適正な行政運営を図る必要があります。（➡施策①）

○ デジタル化の進展を踏まえ、市ホームページや SNS に加え、広報こまきなど紙媒体の段階的なデジタル化を進め、多様な市政情報をタイムリーかつ正確に届ける必要があります。一方で、現在の市ホームページは必要な情報にたどり着きにくく、アクセシビリティ※対応も十分ではないため、利便性・わかりやすさ・アクセシビリティを備え、誰もが必要な情報を確実に取得できる環境整備が求められています。（➡施策②）



○ 自治体の採用競争は激化しつつあり、持続可能な自治体経営には、限られた経営資源を有効活用しつつ、職員の育成と多様な人材の確保・活用が不可欠です。また、定年延長を踏まえた定数管理や高齢期職員の活躍支援を進めるとともに、内部統制※の適切な運用、ハラスメント防止、働きやすい職場環境づくりが重要です。（➡施策③）



関連する計画：
人材育成・確保基本方針（令和 8（2026）年度～）
特定事業主行動計画（令和 9（2027）年度～令和 12（2030）年度）
障がい者活躍推進計画（令和 7（2025）年度～令和 12（2030）年度）

目指すまちの姿

DX 推進により、効率的な行政運営を実現し、誰もが情報を得て安心して負担なく利用できる質の高い行政サービスを持続的に提供するまちにします。

代表的な指標

指標	令和 7 年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
オンライン申請割合	60.0%	65.0%	70.0%
市 SNS（Facebook、X、LINE、YouTube、Instagram）のフォロワー数	85,598 人	89,598 人	93,598 人
職員 1 人あたりの時間外勤務時間	12.4h/月	11.0h/月	10.0h/月

施策①　AX※や DX を推進し、市民サービスの向上と効率的な行政運営を実現します

- デジタル市役所を充実するなど申請手続きの簡素化とオンライン化を推進し、市民がいつでも・どこでも行政サービスを利用できる環境を整備します。
- 生成 AI を含むデジタル技術を、定型業務の自動化や施策の企画立案支援などに活用し、業務全般の効率化と市民サービスの迅速化を図ります。
- 業務プロセスの見直しや組織横断的な DX を推進し、限られた人員で質の高いサービスを提供できる体制を構築します。
- デジタルに不慣れな方でも迷わず利用できる行政サービスの提供に取り組み、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる環境を整えます。
- 情報セキュリティ対策を強化し、クラウドサービス※などを活用した業務効率化と安全な行政運営を両立します。

施策②　市政情報の発信と市民との双方向コミュニケーションを推進します

- 市ホームページや SNS などの多様なデジタル媒体や二次元コードなどのデジタル技術を活用し、幅広い年代へ市政情報を迅速かつわかりやすい形で発信します。
- 市の知名度向上やイメージアップ、市民の郷土愛の醸成を目指し、小牧市ふるさとアンバサダー制度※を活用した効果的な情報発信に取り組みます。
- 広報こまきなど、紙媒体の段階的なデジタル化を進めます。
- 市民からの問合せに自動応答する AI チャットボット※の活用に取り組みます。
- 市の重要な施策や新たな取組などを職員がわかりやすく解説する動画を作成します。

施策③　人的資本を活かす人材マネジメントのもとで、働きやすい職場環境の整備とコンプライアンス※の推進を図ります

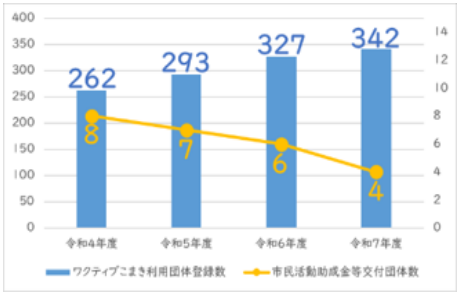
- ~~ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進を図り、働きやすい職場環境を整備します。~~
- ワーク・ライフ・バランスの実現と、快適でのびのびと働くことができる職場環境を整備します。
- 健康経営優良法人※の考え方に基づいた健康保持･増進に配慮した快適な職場環境を維持します。
- 新規採用職員の着実な確保による適正な人員配置を実現します。
- 職員一人ひとりの可能性を広げる多様な研修制度を拡充し、自発的な能力開発を後押しするとともに、挑戦や成果が正当に報われる人事評価制度への改革を進めます。
- パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどの防止と排除、カスタマーハラスメントの防止を目指し、相談体制などの充実を図り、働きやすい職場環境づくりを進めます。
- 内部統制制度を活用しながら、適正な事務を遂行します。

3 協働

主な課題

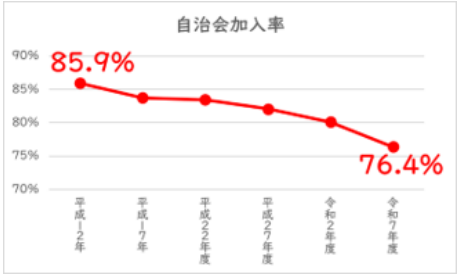
○ スポット的なボランティア活動のマッチング支援である「ボランティア情報配信 LINE」の利活用は堅調ですが、こまき支え合いいきいきポイント制度※の活動者数は近年横ばい傾向です。ボランティア活動のすそ野を広げるため、制度にかかわらず、受入団体、活動者双方のニーズに対応した運用を検討していく必要があります。（➡施策①）

○ こまき市民交流テラス「ワクティブこまき」※を拠点として、市民活動団体の支援に取り組んでいますが、助成金制度や協働提案事業化制度※については十分な活用が図られていない状況です。今後は、市民活動団体のニーズを的確に把握し、その結果に応じて各種制度の見直しを検討する必要があります。（➡施策②）



○ 令和 7（2025）年度末時点において 14 小学校区で地域協議会が設立され、様々な活動が実施されています。引き続き、地域協議会の活動に対する支援を継続するとともに、学校再編に伴う地域協議会の再編についても支援していく必要があります。（➡施策③）

○ 区（自治会）は、地域の親睦を図るとともに、防災・防犯活動や環境美化活動など、住みよいまちづくりに向けた様々な活動に取り組んでいますが、加入率の低下や区長・役員の担い手不足などにより、活動の継続が難しくなりつつあります。引き続き、地域活動の支援を継続するとともに、持続可能な自治会運営についても支援していく必要があります。（➡施策③）



○ 防災・減災、公共交通、医療・福祉、脱炭素化への対応、デジタル技術や生成 AI の活用など、現代の地域課題は複数の分野にまたがり、広域的な視点や専門的な知見を必要とするものが増えており、市単独での取組では十分な効果を発揮することが難しい状況となっています。（➡施策④）

関連する計画：
まちを育む市民と行政の協働ルールブック

目指すまちの姿

市民活動や地域活動に取り組む多様な主体が支え合いながら、共通の目的や目標に向かって主体的に活動できるまちにします。

代表的な指標

指標	令和 7 年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
ボランティア情報配信 LINE によるマッチング数	92 人 （令和 6 年度）	150 人	200 人
ワクティブこまき利用登録団体数	342 団体	350 団体	360 団体
連絡網アプリケーションを活用する区（自治会）の割合	20.9%	65.0%	100%

施策① ボランティア活動の活性化を図ります

- ボランティア情報配信 LINE を活用し、スポット的な活動ニーズに対応します。
- デジタル技術などの活用を含め、こまき支え合いいきいきポイント制度の改善、見直しを行います。

施策② 多様な主体による市民活動を支援します

- 市民活動に取り組む多様な主体に対して、「ワクティブこまき」を拠点に幅広い情報提供や的確な相談支援に取り組みます。
- 市民活動団体の活動をより一層支援するため、現行制度の改善、見直しを行います。

施策③　地域コミュニティの活動を支援します

- 地域協議会の活動について引き続き支援を行うとともに、活動の目的・意義を市民と共有しながら、主体的な活動を促します。
- 地域のコミュニティ活動の拠点として、西部及び南部コミュニティセンターの適切な施設運営に取り組みます。
- 区長や役員などの事務負担軽減や自治会運営の効率化を図るため、連絡網アプリケーションの導入など、デジタル化の推進に取り組みます。

施策④　多様な主体との連携・共創を推進します

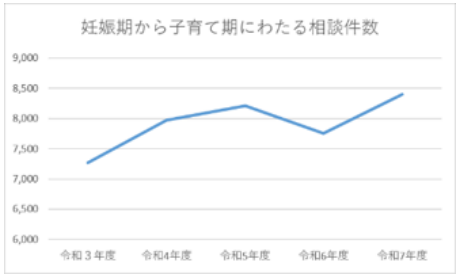
- 近隣自治体や民間などとの広域的な連携・共創により、地域課題の解決や行政サービスの向上を図ります。

（政策の柱）2.こどもたちの今と未来
4 こども・若者・子育て支援

主な課題

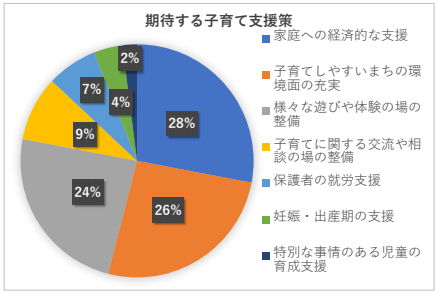
○ こども基本法を踏まえ、こども・若者の社会参画と意見反映を両輪として進めていくため、こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知し、こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実に取り組むことが必要です。また、安心して子育てをするためには、身近な地域で助言や手助けを得られる環境や、様々な年代との交流が重要です。地域社会全体で子育てを見守る環境づくりを進める必要があります。（➡施策①、②）

○ 妊娠期から子育て期の相談件数は、令和２（2020）年度以降、年々増加しています。妊娠届出数に占める特定妊婦・要支援妊婦※の割合が増加傾向にあり、予期せぬ妊娠や経済的困難など、育児困窮になる可能性のある課題を抱えています。また、外国人妊婦の割合が増加傾向にあり、各種支援の強化が必要です。（➡施策③）



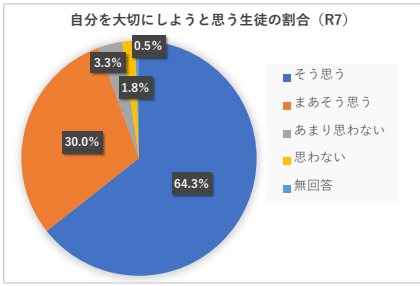
○ 小学校児童数が減少傾向にある一方、共働き世帯の増加を背景に児童クラブの利用ニーズは引き続き高く推移することが想定されるため、安定した人員確保が課題となっています。全国的には、児童クラブの運営を民間事業者に委託することで、運営の安定化と充実したサービスの提供といった成果を挙げているため、今後は、民間事業者へ委託することにより、安定した運営体制を整えます。（➡施策③）

○ 様々な社会情勢を背景として、子育て世代が経済的な課題を抱えるケースが多くなっています。経済的な事情を理由に自身が理想としている人数のこどもを持つことができない人も多くなっており、少子化への対応策としても、子育て世代に対して経済的負担の軽減を図っていく必要があります。（➡施策④）



○ 近年、いじめや不登校、ひきこもり、虐待、貧困、孤立など、こども・若者をめぐる環境は厳しさを増しています。困難を抱えるこども・若者や家庭に寄り添った支援が求められています。（➡施策⑤）

○ 「自分を大切にしよう」と思う中学生の割合は令和４（2022）年度から 93%以上で推移しています。自他を大切にできる力を醸成できる環境づくりにより、こどもの自己肯定感の向上と安心して過ごせる人間関係の形成を図る必要があります。（➡施策①、④）



関連する計画：
小牧市こども計画（令和７（2025）年度～令和 11（2029）年度）
小牧市児童虐待対策基本計画（第２期）（令和８（2026）年度～令和 11（2029）年度）
小牧市健康づくり推進プラン（令和６（2024）年度～令和 11（2029）年度）
第２次小牧市自殺対策計画（令和７（2025）年度～令和 11（2029）年度）

目指すまちの姿

こどもや若者が心豊かに育ち、~~こどもとおとなが一緒に~~地域のおとながその育ちを支え合いながら、世代を越えて共に元気になれるまちにします。

代表的な指標

指標	令和７年度基準値	令和 12 年度目標値	令和 16 年度目標値
市内８児童館の中高生利用者数	63,235 人	66,000 人	66,000 人
妊娠期から子育て期にわたる相談件数	8,508 件	9,000 件	9,000 件
「駒来塾※」に入塾して、わからないところを解決できたと感じている生徒の割合	90.0%	92.0%	92.0%

施策①　こども・若者の権利を保障し、社会の主役としての成長を支援します

- こどもや若者が意見を表明・提案する機会を充実させます。さらに高校生などが課題解決プロジェクトに主体的に取り組むことで、社会参画意識と自己肯定感を育みます。
- こどもの権利の侵害に対して救済を図るため、こどもや保護者などからの相談・申立てに対応するこどもの権利救済窓口を設置します。

施策②　地域全体で子育て・子育ちを支える環境を創出します

- 放課後子ども総合プランを全小学校で実施し、児童クラブや地域ボランティアなどの協力を得ながら、放課後などにこどもが安全・安心に過ごせる環境を整備します。あわせて、自然体験や文化活動、地域交流などの多様な体験・活動の場を提供することで、こどもの社会性や自主性を育みます。
- 児童館を利用しやすい環境にするため、夜間に中高生利用 day を設け、実際に利用した中高生のロコミなどを通じた利用の拡充につなげます。
- 子ども会が円滑に活動できるよう、補助金の交付や行事の開催支援を行うとともに、デジタルツールなどの活用による各種申請手続きの効率化を進め、子ども会運営の負担軽減を図ります。
- こどもの孤立・孤食を防ぎ、地域で安心できる居場所を提供するこども食堂の活動を支援します。
- こどもや若者に対する支援を一体的に担う組織を設立し、こまきこども未来館の運営方法の見直しを行います。

施策③　ライフステージやニーズに応じた切れ目のない家庭支援を推進します

- 妊娠期から子育て期にわたる相談・支援体制を強化します。
- 子ども医療費の助成を引き続き実施します。
- 放課後などに就労などにより保護者が家庭にいない児童へ適切な遊びや生活の場を提供するため、専門性の高い民間事業者へ運営を委託することにより、児童クラブの質の向上と安定的な人材確保を図り、安定した児童クラブの運営体制を構築します。

施策④　こども・若者の心身の健やかな成長と若い世代の夢や未来への挑戦を支援します

- こどもが抱く夢の実現に向けた挑戦を支援します。
- 家庭環境や経済的理由により学習塾に通えない中学生を対象に、無料で学習できる場「駒来塾」を提供します。
- 保育園・幼稚園から高校まで発達段階に応じた性教育を推進し、正しい理解を促します。
- 若い世代が~~結婚・出産・子育て~~進学・就職・結婚・子育てといった将来のライフデザインについて考える機会を提供します。

施策⑤　配慮を必要とするこども・若者と家庭に寄り添う支援を提供します

- 困ったときに利用できる相談機関の周知を行い、早期相談につなげます。
- 悩みや困難を抱えるこども・若者、その家族に対し、関係機関への紹介や必要な情報提供や助言を行う「(仮称)こまき子ども・若者総合相談センター」を開設します。
- 悩みや困難を抱えるこどもや若者、その家族に対し、適切に支援を行う「子ども・若者支援地域協議会」を設置します。

5 幼児教育と保育

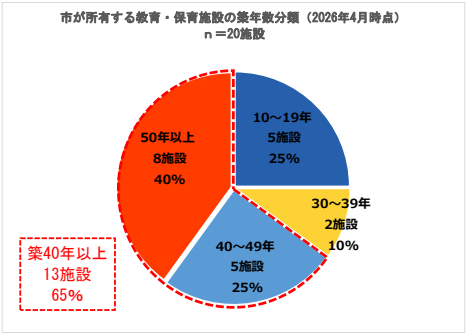
主な課題

○ 各年４月１日時点の待機児童数は令和元（2019）年度より０人を維持していますが、令和５（2023）年４月に開始した本市独自の０歳児から２歳児までの保育料無償化や、共働き世帯の増加により、低年齢児の入園ニーズが増加傾向にあります。特に、育児休業明けなどに伴う年度途中の随時入園希望者が増加しており、~~弾力的な受入枠の確保が喫緊の課題となっています。~~0・1歳児を中心に年度途中の待機児童が発生していることから、保育需要と供給のバランス改善が課題となっています。（➡施策①）

○ 就労形態の多様化に伴い、延長保育や休日保育、一時預かりの充実が求められています。また、病児・病後児保育※の利用者が増加している一方で、東部地域には病児保育に対応した施設がなく、利用環境の地域的偏在が生じていることから、利用機会の公平性の確保及び潜在的なニーズへの対応が課題となっています。（➡施策①）

○ 保育士不足が全国的な課題となる中、安定的な人材確保とICT※を活用した業務効率化など、職場環境の向上が求められています。また、こども主体の保育、こどもの人権を尊重した保育、特別な支援が必要な児（障がい児・医療的ケア児※など）への専門的な対応、インクルーシブ保育※の推進など、保育の質の向上を図ることが課題となっています。（➡施策②）

○ 将来的な保育ニーズの見通しを踏まえ、~~計画的な保育施設の整備を図るとともに、~~保育環境の向上や多様化する保育ニーズに対応するため、既存施設の有効活用や受け入れ体制の確保を図るとともに、築 40 年を経過した保育施設の建替えや統廃合を推進する必要があります。（➡施策③）



関連する計画：
小牧市こども計画（令和７（2025）年度～令和 11（2029）年度）
小牧市公共施設適正配置計画（平成 29（2017）年度～令和 28（2046）年度）
小牧市立地適正化計画（平成 28（2016）年度～令和 12（2030）年度）

目指すまちの姿

多様化・低年齢化している幼児教育・保育ニーズに対応し、保護者が安心して~~こどもを預けること~~子育てができるまちにします。

代表的な指標

指標	令和７年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
~~待機児童数（各年４月１日時点）~~ 年度途中待機児童数（最大時点）	~~０人~~ 221 人	~~０人~~ 160 人	~~０人~~ 100 人
公立保育園の保育士に占める正規職員（保育士）の割合	62.5%	66.4%	66.4%
築 40 年以上となる市が所有する教育・保育施設の割合	65.0%	42.1%	47.1%

施策①　保育需要と多様化するニーズに対応します

- 所得や出生順位にかかわらず、保育園・認定こども園・小規模保育事業所に通う０歳児から２歳児までの保育料の無償化と、第３子以降の副食費※免除を継続し、保護者の経済的負担を軽減します。
- 保護者の就労状況を問わず時間単位で利用できる「こども誰でも通園制度※」を本格実施し、未就園児世帯の育児負担軽減と孤立防止を図ります。
- 既存施設の有効活用や、改築にあわせた低年齢児受入枠の拡大、公立保育園などにおける弾力的な受入対応を進めます。~~低年齢児を中心とした年度途中の入園ニーズに対応できる受入枠の確保に取り組み、待機児童ゼロを継続します。~~
- ~~年度途中に待機児童が発生することが予想されるため、待機児童対策の一環として、家庭で保育する場合の在宅育児手当の導入について検討します。~~
- 特別な支援を要する保育ニーズに対応するため、障がい児や医療的ケア児への支援体制の充実を図るとともに、外国籍児童への支援や性被害防止対策を推進し、インクルーシブ保育のあり方についても検討します。

・ 延長保育、休日保育、一時預かりの実施を継続するとともに、東部地域における病児保育の拠点整備について、検討・推進します。

施策②　保育士の確保、育成に取り組みます

・ ICT 機器や業務支援システムの活用により、保育士の事務負担軽減や情報共有の効率化を図り、働きやすい職場環境の整備を進め、保育士がこどもと向き合う時間の確保につなげます。
・ こどもの主体性を尊重した保育を積み重ね、人権尊重の一層の向上を図るとともに、事例検討や専門研修への参加を促進し、保育の質の向上に取り組みます。

施策③　幼児教育・保育施設の整備を進めます

・ 老朽化した公立保育園の建替えや統廃合を進めることにより、良好な幼児教育・保育環境を確保します。

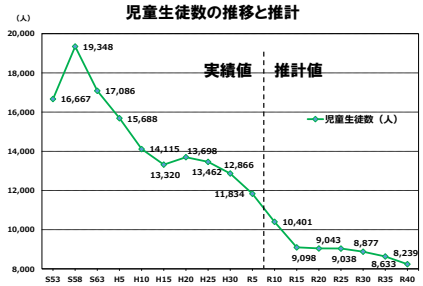
（政策の柱）3.教育と文化

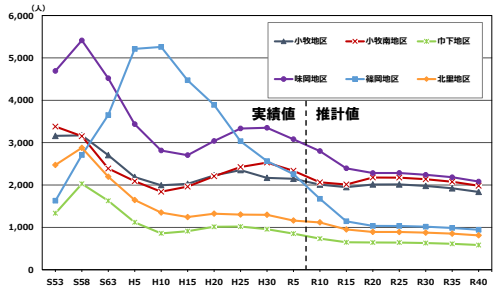
6 学校教育と教育環境

主な課題

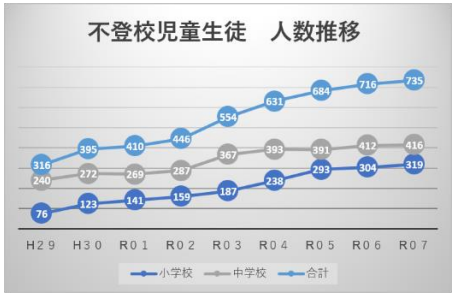
○ 「学校が楽しいと思うこどもの割合」は継続して 90%を超えていますが、「自分の考えを伝えようとしている児童生徒の割合」は上昇しているものの 70%台であるため、時代を切り拓く力を育む「学び」の充実が必要です。（➡施策①）

○ こどもの数が減少傾向である中、学校の適正規模・適正配置や、こどもたちにとってより望ましい教育環境の基本的な考え方を整理した「小牧市新たな学校づくり推進計画」に基づき、早急に学校再編に取り組む必要があるとされた巾下地区、篠岡地区、北里地区において計画的に教育環境の整備を進める必要があります。また、老朽化が進む学校施設は、更新や維持管理に多額の費用を要することから、施設の適正な維持管理を行うとともに、計画的に大規模改修や改築などを進める必要があります。（➡施策①、⑤）





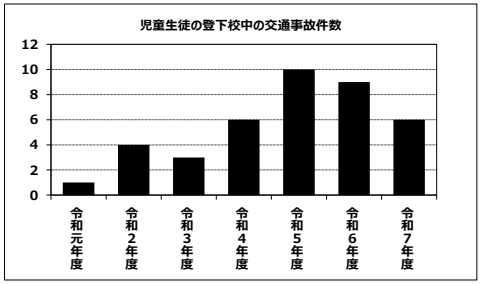
○ 近年、不登校児童生徒数が増加しています。また、特別支援学校ではなく、地域の学校で学ぶことを希望する保護者が増え、特別支援学級在籍数は毎年 1~2 割程度増加しています。加えて、外国人児童生徒は母国語の多国化が進んでいます。このため、多様な教育ニーズに対応した一人ひとりを大切にする教育の推進が必要です。（➡施策②）



○ 教職員の ICT 活用能力や活用状況には差があり、多様な困難を抱える児童生徒への支援にも十分活かされていません。このため、ICT 支援員※の活用や研修を通じて教職員の能力向上を図り、不登校や発達障がいのある児童生徒など、多様なニーズに応じた学びを充実する必要があります。また、デジタル利用の拡大に伴い、デジタル・シティズンシップ教育※の充実と新たなリスクへの対応が求められています。（➡施策③）

○ 学校での食育※を続けていますが、令和 7（2025）年度には残食率が 11.7%と依然高いため食育の方法などを検討する必要があります。（➡施策④）

○ 本市は自動車の交通量が多く、毎年登下校中の交通事故が発生しているため、関係機関と連携し、通学路の危険箇所の把握と安全対策を進める必要があります。また、遠距離通学児童生徒や通学時の熱中症対策など児童生徒が安全・安心に通学できる環境を確保する必要があります。（➡施策⑤）



関連する計画：
小牧市教育大綱（令和 9（2027）年度～令和 18（2036）年度）
小牧市教育振興基本計画（令和 9（2027）年度～令和 18（2036）年度）
小牧市学校施設長寿命化計画（令和 2（2020）年度～令和 28（2046）年度）
第 3 次小牧市学校教育 ICT 推進計画（令和 9（2027）年度～令和 13（2031）年度）
小牧市新たな学校づくり推進計画（令和 6（2024）年度～令和 28（2046）年度）
篠岡地区学校再編計画（令和 8（2026）年策定）

目指すまちの姿

こどもたちが夢を育み、安全・安心な学校生活を送ることができる教育環境を整え、温かな心の源となる「愛」、自らを高める意志の源となる「夢」、社会をたくましく生き抜くことができる「生きる力」を育てるまちにします。

代表的な指標

指標	令和 7 年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
学校が楽しいと思うこどもの割合	92.3%	93.0%	93.5%
不登校児童生徒数	735 人	730 人	725 人
~~施設維持管理上の不備による児童生徒の事故件数~~	~~0 件~~	~~0 件~~	~~0 件~~
保全計画に基づいて実施した学校教育施設の修繕・改修件数（累計）	2 件	17 件	29 件

施策①　児童生徒の学びや学校生活を充実します

- 児童生徒数の減少と学校施設の老朽化が著しい地域において、地区別の学校再編計画を策定します。
- 授業の質の向上を図るため、小学校のプール授業の民間委託や外部講師としてのゲストティーチャーの活用を推進します。
- 本市が推進してきた「学び合う学び」を基盤として、探究的な活動※をより進めるため、地域課題を題材とした学びや、地域の企業・団体・文化・スポーツ関係者などと連携した体験活動を推進するとともに、教職員が同じ目的に向かって取り組めるよう、ニーズに合った教職員研修に取り組みます。
- コミュニティ・スクールの推進などにより、学校と地域が協働して児童生徒の成長を支える体制づくりを進めます。
- ICT 機器などを活用して教職員の多忙化解消に取り組みます。

施策②　児童生徒や家庭への支援体制を強化します

- 不登校の児童生徒へのオンライン学習支援や、居場所づくりに取り組みます。
- 不登校児童生徒支援として相談窓口の充実、保護者のための情報交換会の開催など保護者への支援体制を整えます。
- 篠岡地区学校再編後に利用されなくなる校舎を活用した総合教育支援センター設置を計画します。
- 不登校や特別な支援が必要な児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒の支援を行うため、スクールソーシャルワーカー※や学校生活サポーター※、語学相談員※などの配置を行います。
- 経済的に恵まれない生徒の就学や進学を支援します。
- 本市独自の給食費無償化を引き続き実施します。
- 中学校部活動の地域連携・地域展開を推進し、こどもたちが将来にわたり、スポーツ･文化活動に親しむことができる持続可能な活動環境を整備します。

施策③　ICT 教育環境を整備し、ICT を活用した学びを充実します

- 本市が推進してきた「学び合う学び」を核とする主体的・対話的で深い学びを ICT の効果的な活用と組み合わせながら推進します。
- ICT を、学びを支える手段として効果的に活用し、個別最適な学びや協働的な学びの実現、不登校や特別な支援を必要とする児童生徒への支援など、多様な教育ニーズに対応した学びの充実を図ります。
- インターネットや SNS などのメリット、デメリットを理解し、様々なリスクに対応する力を身につけるために、こどもたちの発達段階に応じて、体系的にデジタル・シティズンシップ教育を推進します。
- ICT 支援員を配置し、ICT 活用の各種支援や授業実践事例などの蓄積、情報共有を行います。
- ICT 活用に関する教職員研修を計画的・定期的に実施します。

施策④　安全・安心な学校給食を提供します

- 衛生管理を徹底し、安全でおいしい学校給食を提供します。
- 食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着~~に取り組みます。~~を図るため、栄養教諭を中心とした食育を推進するとともに、生産者との交流や施設見学など、食への関心と感謝の心を育む取組の充実を図ります。
- 食物アレルギーに対し、適切に対応します。

施策⑤　安全で充実した教育環境を整備します

- 老朽化した学校施設の整備を計画的に実施します。
- 通学路へのみどり線の設置や横断歩道のカラー化、通学路の歩道整備や安全対策を計画的に推進するとともに、交通安全教室や自転車利用に関する指導

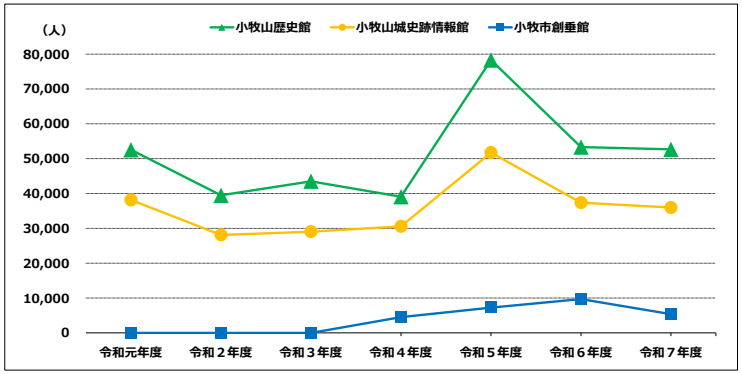
など、発達段階に応じた交通安全教育を実施し、児童生徒が安全・安心に通学できる環境を整えます。

7 小牧山と歴史・文化財

主な課題

○ 「小牧の歴史や伝統文化に興味・関心を持っている市民の割合」は上昇傾向にあり、取組は一定の成果を上げています。一方で、なお約３割の市民は関心が低く、啓発や周知の強化に加え、無形民俗文化財※などを継承する担い手の確保が必要です。（➡施策①、②）

○ 小牧山城※はその歴史的価値から、人に紹介したくなる観光資源として、市民の認知度は増加傾向にあります。発掘調査などにより変化する小牧山城の姿を伝え、小牧山城を軸とした本市への誘客につなげることが必要です。（➡施策①）



○ 近年の発掘調査や史跡整備により、築城当時の小牧山城の姿が明らかになり、「近世城郭のルーツ」としての歴史的価値が高まっています。一方で、小牧山歴史館※などの入場者数は減少傾向にあり、展示の工夫や情報発信の充実が必要です。（➡施策①、②）

○ 文化財への市民の関心を高め、講座や展示、ワークショップなどへの参加者数を継続的に拡大していくことが重要です。そのためには、デジタル技術を活用した効果的な情報発信を推進するとともに、多様な層（こども、高齢者、外国人市民など）のニーズを踏まえた情報提供の充実が必要です。（➡施策①、②）

○ 指定文化財※の件数は、ほぼ横ばいの状況です。未指定の文化財は、価値が認識されぬまま滅失していくリスクがあるため、その保護に向けた取組が必要です。（➡施策②）

関連する計画：
小牧市教育大綱（令和９（2027）年度～令和 18（2036）年度）
小牧市教育振興基本計画（令和９（2027）年度～令和 18（2036）年度）
史跡小牧山保存活用計画（令和９（2027）年度～）
愛知県指定天然記念物「大草のマメナシ自生地」保存活用計画（令和２（2020）年度～令和 13（2031）年度）

目指すまちの姿

市民が郷土の歴史や文化への愛着と誇りを感じられる、魅力あるまちにします。

代表的な指標

指標	令和７年度基準値	令和 12 年度目標値	令和 16 年度目標値
小牧の歴史や伝統文化に興味・関心を持っている市民の割合	74.6%	77.0%	80.0%
小牧山歴史館、小牧山城史跡情報館※、小牧市創垂館※の入場者数	94,019 人	99,000 人	103,000 人
こまき歴史発見館※の入場者数	令和９年度に設定		

施策①　史跡小牧山※を保存・活用します

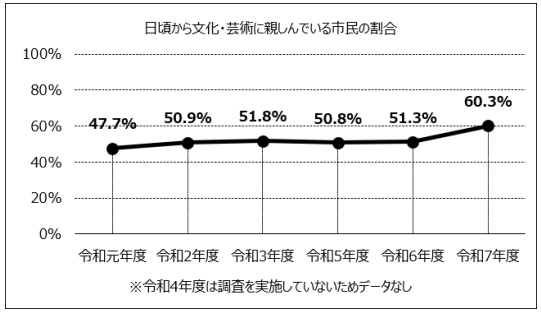
- 史跡小牧山の発掘調査成果をもとにした史跡整備を進め、その歴史的価値や魅力をわかりやすく伝えていくとともに、本市を代表する歴史観光の拠点として整備を行い、市内外からの誘客を促進します。
- 小牧山歴史館、小牧山城史跡情報館（れきしるこまき）における展示内容の充実を図るとともに、小牧市創垂館を含めた各施設の魅力的な情報発信を行います。
- 織田信長、豊臣秀吉、徳川家康をはじめ、小牧・長久手の合戦など、小牧山と深く関わった歴史や人物に関連する講座やイベント、企画展などを開催し、市内外の人々が小牧山への理解を深める機会を創出します。

施策②　小牧固有の歴史・文化遺産を保存・活用します

- 市内の文化財や古文書などの調査を継続的に実施し、市にとって重要なものについて、指定・保護を進めていきます。
- 歴史や文化財に関する講座や展示、ワークショップなどを開催することにより、市民が文化財に興味・関心を持つ機会を提供し、郷土愛の醸成を図ります。
- こまき歴史発見館を拠点として、小牧固有の歴史や文化財の魅力を広く発信し、郷土への誇りと継承の機運を高める取組を推進します。

8 文化と芸術

主な課題



○ 少子高齢化の進行や人口減少、価値観やライフスタイルの多様化により、市民一人ひとりが心の豊かさや生きがいを実感できる環境づくりの重要性が高まっています。また、デジタル技術の進展や社会環境の変化により、学びや文化活動に対するニーズも多様化しています。（➡施策①）

○ 人生 100 年時代を迎え、生涯にわたり学び続けることの重要性が高まっています。市民一人ひとりの興味や関心に応じた多様な学習機会の充実に加え、学びを通じて自己実現や生きがいづくりにつなげることができる環境づくりが求められています。（➡施策①）

○ 文化芸術活動は、人々の感性や創造性を育むとともに、心の豊かさや生きがいの向上に重要な役割を果たしています。一方で、市民が身近に文化芸術に触れ、創造し、発表できる機会のさらなる充実が求められています。（➡施策②）

○ 誰もが文化芸術に親しみ、多様な学習機会を通じて学び続けることができる環境の充実を図り、市民一人ひとりの心の豊かさや生きがいづくりにつなげていく必要があります。（➡施策②）

○ 本市の図書館・図書室における貸出利用者及び貸出点数は、令和 3（2021）年 3 月の中央図書館の開館の効果により大幅に増加しましたが、近年は、高い水準は維持しているものの、少しずつ減少しているため、市民ニーズに応じた蔵書の充実を図るなど、図書館利用の増加を図る取組の強化が必要です。（➡施策③）

○ こどもの読書離れが進む中、こどもの読書活動の推進を図り、読書意欲と学びを高める役割を強化する必要があります。（➡施策③）

関連する計画：
小牧市教育大綱（令和 9（2027）年度～令和 18（2036）年度）
小牧市教育振興基本計画（令和 9（2027）年度～令和 18（2036）年度）

目指すまちの姿

誰もが文化に親しみ、生涯にわたって学び続けることで、心豊かに生きがいを持って暮らすことができるまちにします。

代表的な指標

指標	令和 7 年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
生涯学習に関する講座の受講者数	9,944 人	10,440 人	10,960 人
日頃から文化・芸術に親しんでいる市民の割合	60.3%	64.0%	66.0%
図書館資料の貸出点数	1,162,240 点	1,200,000 点	1,200,000 点

施策①　学びを通じて生きがいや自己成長を実感できる生涯学習環境の充実を図ります

- 市民一人ひとりの興味や関心、ライフステージに応じた学習機会の充実を図るため、市の公共施設を活用した講座や教室を実施し、多様な学びの場を提供します。
- 市民が主体的に学び続けることができるよう、生涯学習に関する情報発信の充実や学習活動団体への支援を行い、継続的な学習活動を促進します。
- 学習成果の発表や交流の機会を充実させることで、学びによる達成感や自己成長を実感できる環境づくりを進めるとともに、学習意欲の向上につなげます。

施策②　誰もが文化芸術に親しみ、文化芸術活動に参加できる機会の充実を図ります

- 市民が身近に文化芸術に触れることができるよう、鑑賞や体験の機会の充実を図り、文化芸術への関心を高めます。
- 市民が文化芸術活動に取り組み、その成果を発表できる機会の充実を図るとともに、文化芸術を通じた交流を促進します。

施策③　図書館サービスを充実します

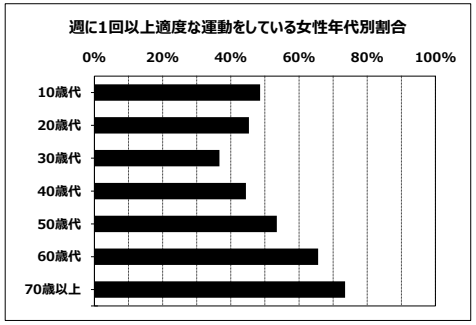
- 市民の生涯学習や研究、地域の課題解決に寄与する資料の収集、こどもの発達段階に合わせた資料の選書など、図書館の蔵書の充実を図ります。
- 図書館が所有する貴重な郷土資料のデジタル化を進めるとともに、デジタル化社会に対応したサービスの拡大を図ります。
- 保育園や小中学校などへ希望する本を配送する「施設配本サービス」を継続的に実施します。
- 中央図書館については、「居心地の良い滞在型の図書館」として来館者の増加を図るとともに、中心市街地の活性化、にぎわい創出となるイベントを実施します。

9 スポーツ

主な課題

○ スポーツは、健康の維持・増進だけでなく生きがいづくりや仲間づくり、人と人との交流を促進するなど多様な役割を担っています。また、近年はスポーツを通じて人が集い、つながることで、地域コミュニティの活性化や豊かな地域社会の形成に果たす役割への期待も高まっています。（➡施策①）

○ 市民意識調査（令和７（2025）年度実績）によると、週に１回以上適度な運動をしている市民の割合は58.8%となっています。一方で、60歳代以上では約 71%と高いものの、20～40 歳代の女性では約 42%と低く、年代や性別による差がみられます。この背景には、働き世代や子育て世代における時間的制約や、運動を始めるきっかけの不足などがあると考えられます。（➡施策①）



○ 少子高齢化や人口減少の進行に伴い、スポーツ活動を支える人材の確保や育成、スポーツ団体の持続的な活動への対応が課題となっています。（➡施策②）

○ 誰もがライフステージや生活スタイルに応じてスポーツに親しむことができる環境を整えるとともに、スポーツを通じた健康づくりや交流を促進し人と人とが集い、つながる機会の創出を図っていく必要があります。（➡施策②）

関連する計画：
小牧市教育大綱（令和９（2027）年度～令和 18（2036）年度）
小牧市教育振興基本計画（令和９（2027）年度～令和 18（2036）年度）

目指すまちの姿

生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で心豊かに暮らすとともに、スポーツを通じた交流と活力があふれるまちにします。

代表的な指標

指標	令和７年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
週１回以上適度な運動をしている成人市民の割合	58.8%	65.0%	70.0%
市が管理するスポーツ施設の年間利用者数	533,249 人	560,000 人	580,000 人

施策①　誰もがスポーツに親しむことができる機会の充実を図ります

- 市民がライフステージや生活スタイルに応じてスポーツに親しむことができるよう、多様なスポーツ機会や参加しやすい環境の充実を図ります。
- 働き世代や子育て世代をはじめ、運動習慣が定着していない市民が日常生活の中で無理なく運動に取り組むことができるよう、気軽に参加できる運動機会の提供や健康づくりにつながる取組を推進します。
- スポーツを通じて人と人との交流やつながりを深めることができる機会を創出し、地域コミュニティの活性化を図ります。

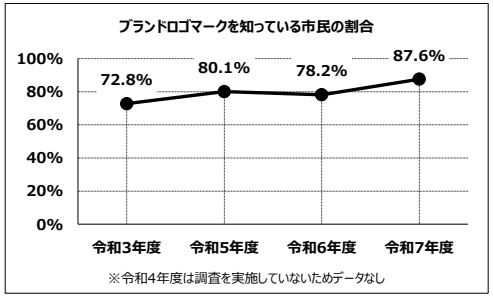
施策②　スポーツ活動を支える環境づくりを推進します

- 市民が安全かつ快適にスポーツ活動に取り組むことができるよう、スポーツ施設の適切な維持管理を行うとともに、利用しやすい環境の充実を図ります。
- スポーツ活動の継続的な実施に向け、スポーツ指導者やボランティアなどの人材の確保を図るとともに、スポーツ団体や民間事業者などとの連携により、スポーツを支える体制づくりを進めます。

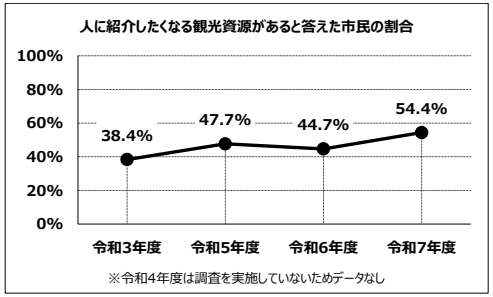
（政策の柱）4.稼ぐ力とにぎわい
10 地域資源の魅力発信と磨き上げ

主な課題

○ ブランドロゴマークを知っている市民の割合は令和 7（2025）年度に 87.6%、愛着や誇りを感じる市民の割合も 84.7%と高い状態です。今後の人口減少を見据え、地域の活力を維持するためには、定住人口の維持と交流人口の増加が必要です。小牧市に「訪れたい人」「住みたい人」「住み続けたい人」を増やすため、ターゲットに応じた媒体戦略や SNS の活用により、認知度と都市イメージの向上を図る必要があります。（➡施策①）



○ 人に紹介したくなる観光資源があると答えた市民の割合は増加傾向にあります。市民の誇りを本市への誘客へとつなげるため、歴史的価値の高い小牧山や小牧発祥の名古屋コーチンのような観光資源の価値を磨き上げていくことが必要です。（➡施策②）



○ 本市が主催するイベントやまつりに対する市民の満足度は高い水準で推移しています。引き続き時代の変化やニーズに即したイベントやまつりを実施していく必要があります。（➡施策③）

関連する計画：
小牧市観光振興基本計画（令和 6（2024）年度～令和 15（2033）年度）

目指すまちの姿

地域の資源を磨き上げ、その魅力を戦略的に発信することで、「訪れたいまち」「住みたいまち」「住み続けたいまち」として選ばれるまちにします。

代表的な指標

指標	令和 7 年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
ブランドロゴマークを知っている市民の割合	87.6%	90.0%	90.0%
人に紹介したくなる観光資源があると答えた市民の割合	54.4%	57.0%	60.0%
市民まつりや令和夏まつりに来年も参加したいと答えた来場者の割合	97.0%	98.0%	98.0%

施策①　シティプロモーションを推進します

- 様々な媒体を活用し、市の魅力や地域資源などを市内外に戦略的に発信します。
- 都市ブランドの定着を図るため、ブランドロゴマークや小牧市マスコットキャラクターを活用し、一貫性のある情報発信を展開します。

施策②　地域資源の魅力を高めます

- 名古屋コーチンやこまきゴールドなどの特産品を活用した商品の開発･販売を推進します。
- 地域資源を掘り起こし、他の資源と組み合わせることにより、さらなる磨き上げに取り組みます。

施策③　まちのにぎわいを創出します

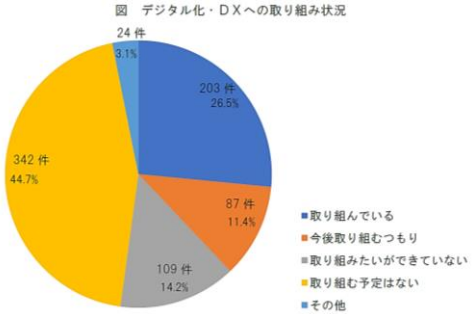
- ターゲットや時代のニーズを捉えた市民主体の「市民まつり」「令和夏まつり」を展開するとともに、市全域で催されるイベントを通年で整理・体系化することにより、四季を通じて切れ目のないまちのにぎわいを創出します。

11 商工業と企業立地

主な課題

○ 市内中小企業の生産性向上には、事業のデジタル化の推進が非常に重要となっていますが、その取組はまだ十分とはいえません。こうした状況を踏まえ、デジタル化支援補助金については、中小事業者のニーズ、社会情勢の変化、技術革新を的確に捉え、より効果的な制度となるよう、見直しを行っていく必要があります。あわせて、STATION Ai※などを活用しながら、先進事例の情報収集・発信や、こまき新産業振興センター※による市内企業への支援についても、引き続きセミナーの開催や伴走支援を実施し、デジタル化の取組を後押ししていく必要があります。（➡施策①）

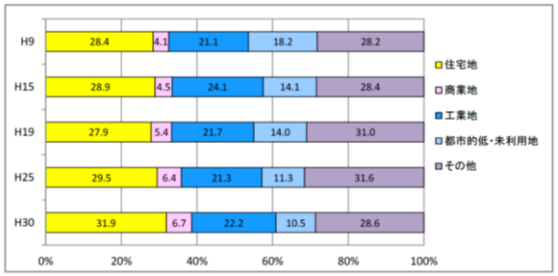
図　デジタル化・ＤＸへの取り組み状況



○ 物品の調達や工事の発注において、市内企業への優先発注や発注時期の分散に努めていますが、地域の産業を将来にわたり持続させていくためには、市内企業の経営基盤の安定、人材の確保、そして技術力の継続的な向上が不可欠であるため、さらなる市内企業への優先発注などに努めていく必要があります。（➡施策①）

○ 企業立地の推進に関しては、企業立地優遇制度※などをはじめとする伴走型支援の取組が求められる一方、近年、企業立地の受け皿となる産業用地の不足が懸念されており、産業候補地区などにおいて産業用地確保に向けた施策の検討を進める必要があります。また、持続可能で足腰の強い産業構造の構築に向け、次世代を担う新たな成長産業の支援などに取り組む必要があります。（➡施策②）

図　市街化区域内土地利用現況

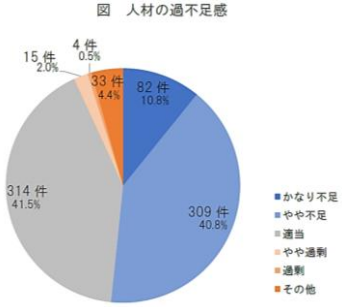


（資料：平成 30 年度都市計画基礎調査）

○ 各種補助金に関しては、執行状況や事業者のニーズ、社会情勢などを踏まえ、企業の新たなチャレンジを後押しできるよう、制度のメニューや内容についてスクラップアンドビルドし、より効果的な制度にしていく必要があります。（➡施策③）

○ 中小企業の人材不足は喫緊の課題となっています。現行の雇用対策の効果を検証し、継続する既存制度を周知し、利用促進を図るとともに、より効果的な支援策を構築する必要があります。（➡施策④）

図　人材の過不足感



関連する計画：
小牧市企業新展開支援プログラム（令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度）

目指すまちの姿

社会経済状況の変化を踏まえ、市の強みや特性、新たな技術を活かして産業力を高め、企業立地と次世代産業※の推進を図り、持続可能で強靭な産業構造のまちにします。

代表的な指標

指標	令和 7 年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
市内総生産額	1,388,038 百万円 （令和 5 年度）	1,390,000 百万円 （令和 10 年度）	1,400,000 百万円 （令和 14 年度）
製造品出荷額等	1,708,489 百万円 （令和 5 年）	1,725,000 百万円 （令和 10 年）	1,740,000 百万円 （令和 14 年）
企業新展開支援プログラムを通じた支援件数	861 件	900 件	940 件

施策①　企業の経営を支援します

・ 商工会議所などの関係機関との連携のもと、小牧市企業新展開支援プログラムの周知を図りながら、市内事業者の経営基盤の安定化のほか、市内事業者

のデジタル化による生産性向上に対する補助制度を整備し、その活用を促進します。
- こまき新産業振興センターを中心に、事業者への訪問による課題把握や改善提案、他事業者とのマッチング支援など、市の産業施策と連動した支援に取り組みます。
- 経済情勢（例：物価高騰、原油供給不足など）に対応した商品券事業などの支援策を実施します。
- 市内企業の成長につながる入札制度の改善に取り組みます。

施策②　産業集積を強化します

- 企業立地優遇制度などを活用した企業立地支援に取り組みます。
- 企業立地の受け皿となる産業用地の確保に向けた施策の展開を推進します。
- 次世代産業に取り組む企業の支援や次世代産業への参入意欲がある企業が次世代産業に関わるきっかけづくりを推進します。

施策③　企業のチャレンジや、起業・創業希望者を支援します

- 商工会議所など関係機関との連携のもと、小牧市企業新展開支援プログラムの周知を図りながら、企業の新たな販路開拓や起業・創業への支援制度を整備し、その活用を促進します。
- 次代の地域経済を担うスタートアップの創出・育成に向けて、起業・創業希望者のニーズに対応したセミナーの開催や、スタートアップ誘致に向けた支援策を推進します。

施策④　人材の確保・育成と求職活動を支援します

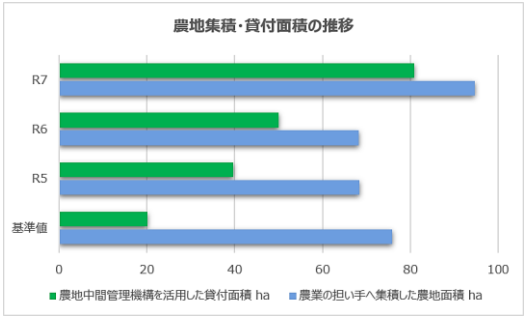
- ハローワーク春日井と連携し、小牧市就労支援センター※を運営するとともに、企業の人材確保や人材育成、若者などの就職支援を促進します。
- 商工会議所などの関係機関と連携し、中小企業の人材不足対策に効果的な施策を構築して展開します。
- 中小企業の人材確保につなげるため、移住支援制度や奨学金返還支援制度など既存制度の周知に努め、利用促進を図ります。

12 農業

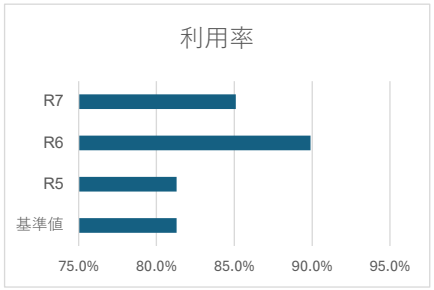
主な課題

○ 本市の農家数は、家族経営体が大半を占めており、農家の高齢化や後継者不足などの要因により、平成 27（2015）年から令和 2（2020）年までの 5 年間で約 34%減少しています。一方で、農産物の栽培技術を学ぶことができる農業体験講座には、例年多くの方に参加いただいています。（➡施策①）

○ 担い手への農地集積は着実に進んでおり、令和 7（2025）年度の担い手への農地集積面積は 94.7ha となりました。地域計画※の策定により、高齢化などで耕作が困難となった農地が担い手へ円滑に集積されています。一方で、農業従事者の高齢化や後継者不足の進行により、今後も耕作放棄地※が発生するリスクは高い状況にあります。加えて、鳥獣による農作物被害も毎年発生しており、農地の維持・活用における課題となっています。（➡施策②）



○ 市民が農業にふれる機会を創出するため、市民菜園の貸出しを行っており、毎年、多くの方に利用していただいています。なお、農業の持続的発展のためには、市民の農業に対する理解を深め、関心を高めることで、地域ぐるみで農業を支える環境を醸成する必要があります。（➡施策③）



○ 周辺地域の都市化の進行に伴う家庭雑排水などの流入増加により農業用水の水質悪化に加え、排水量の増加で湛水被害が発生しているため、新木津用水路の改修など農業生産基盤の整備を進める必要があります。（➡施策④）

関連する計画：
小牧農業振興地域整備計画（令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度）
地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）
小牧市鳥獣被害防止計画（令和 7（2025）年度～令和 9（2027）年度）

目指すまちの姿

市民の農業への関心や理解を深めるとともに、安定した農業経営と農業生産基盤が維持され、優良な農地※が保全されたまちにします。

代表的な指標

指標	令和 7 年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
農業体験講座受講率	85.0% （令和 8 年度）	90.0%	90.0%
農業の担い手へ集積した農地面積	94.7ha	100ha	105ha
市民などに貸し出す菜園の利用率	85.1%	90.0%	90.0%

施策①　農業の担い手を育成・確保します

- 農業に関心のある市民を対象に、農産物の栽培技術を学ぶことができるよう、農業体験事業を実施し、就農支援につなげます。
- 認定新規就農者※及び認定農業者※を対象に、安定した農業経営ができるよう、補助金及び融資のほか、知識・技術の習得に向けた研修先に関する情報などを提供します。これらのうち、市が交付主体となる補助制度については補助金を交付することにより支援します。

施策②　農地の適切な管理と営農環境の保全を推進します

- 農地中間管理機構※を活用し、貸付希望農地を整理した上で、地域計画に位置づけられた担い手を中心に、計画的な農地の貸付調整を実施します。
- 鳥獣被害対策について、関係機関と連携して取り組みます。

施策③　農業にふれあえる機会を充実します

- 農業又は園芸関係の職業に従事していない人を対象に、市民菜園の貸出しを実施します。
- 市民が愛着と誇りを持つことができる農業公園となるよう、貸し農園や収穫体験農園のみならず、様々な方々に楽しんでいただける機能を導入します。
- 「いきいきこまき」や「小牧市民まつり」などのイベントにおいて地元で収穫された農産物の魅力を広く紹介するとともに、ふるさと納税制度をはじめ、インターネット販売を活用するなど販路拡大と知名度向上を図ります。

施策④　農業生産基盤の整備を推進します

- 国営総合農地防災事業新濃尾（二期）地区※の計画に基づき、事業主体である国と連携し、農業用水の水質改善及び排水量の増加に伴う流下能力不足の解消を図るため、新木津用水路の改修を進めます。

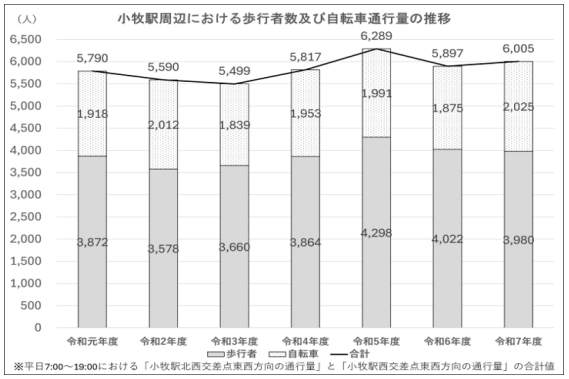
（政策の柱）5.都市整備と交通

13 市街地整備

主な課題

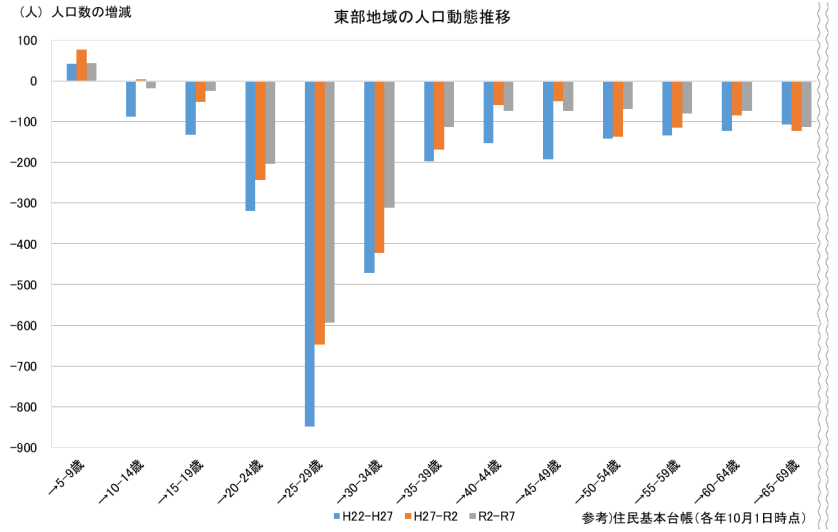
○ 人口減少が進む中、居住誘導区域※内の居住率は微増していることから、~~集約型市街地~~集約型都市の形成は徐々に進んできています。今後も引き続き小牧市立地適正化計画に基づき、市民の日々の暮らしに欠かせない医療・商業・金融・子育て支援などの施設を都市機能誘導区域※の誘導施設として適正に配置・誘導するとともに、各拠点の連携を強化し、他の関連計画などと整合性を図りながら、魅力ある市街地を形成していく必要があります。（➡施策①、②、③）

○ 中心市街地において、小牧市中央図書館及びこまきこども未来館は、令和 3（2021）年の開館以降多くの集客がありますが、小牧駅周辺の歩行者数・自転車通行量はこれらの施設の開館前と比べ大幅な増加はみられません。今後は、これらの施設の利用のみに終わることなく、周辺へもにぎわいを波及させる必要があります。（➡施策①）



○ 土地区画整理事業の施行地区において、事業終盤の 3 地区（文津、岩崎山前、小牧南）は事業期間が長期化しており、人口は横ばいで推移しています。そのため、事業完了に向けて道路などの整備を進め、早期に宅地利用を可能にする必要があります。また、令和 3（2021）年 10 月に事業化した本庄地区は、計画的に道路などの整備を進め宅地供給を図っていく必要があります。（➡施策②）

○ 東部地域では、各年代で転出超過の傾向がみられます。とりわけ 20 歳代や 30 歳代前半の若年世代で顕著となっており、その要因としては就職や転勤・転職、結婚、出産による移動と推測されます。こうした状況を踏まえ、人と人とのつながりをより深める地域づくりを進めていくとともに、地域の魅力や暮らしに関する情報をわかりやすく発信し、東部地域が若年世代にとって「住み続けたい」「住んでみたい」と思える場所として認識されるよう取り組む必要があります。（➡施策③）



○ 令和 5（2023）年 9 月に行った景観に関する市民意識調査において、市民の景観への関心度は 8 割を超える一方、景観の評価について「どちらともいえない」と感じている人が半数以上を占めていることから、市内にある景観を守り育み、このまちに暮らす人々が誇りや愛着を持てるようにする必要があります。（➡施策④）

関連する計画：
小牧市都市計画マスタープラン（令和元（2019）年度～令和 12（2030）年度）
小牧市立地適正化計画（平成 28（2016）年度～令和 12（2030）年度）
小牧市中心市街地グランドデザイン（令和 4（2022）年度～令和 13（2031）年度）

小牧駅前広場等整備基本計画（令和 8（2026）年度策定）
小牧市駐車場整備計画（令和 8（2026）年度改定）
東部振興構想（令和 4（2022）年度～令和 13（2031）年度）
小牧市景観計画（令和 6（2024）年度策定）
小牧市サイン計画（平成 29（2017）年度改定）

目指すまちの姿

地域特性に応じて都市機能を誘導・集積し、コンパクトで誰もが暮らしやすいまちを目指すとともに、優良な景観を保全し魅力のあるまちにします。

代表的な指標

指標	令和 7 年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
居住誘導区域内居住率	71.6%	71.7%	71.8%
中心市街地における歩行空間の通行量	令和 9 年度に設定		
土地区画整理事業の施行区域内の宅地利用率	89.2%	90.0%	90.8%

施策①　歩いて楽しめる活気ある中心市街地を形成します

- 小牧駅前広場などの再整備を行い、市の玄関口にふさわしいにぎわいや安全・安心で居心地の良い空間を創出します。
- 小牧駅周辺のにぎわいにつなげるため、にぎわい広場※を効率的に運用します。
- シンボルロード※を中心に、歩いて楽しい魅力ある歩行空間の整備を行います。
- 中心市街地活性化プロジェクト「コマナカ meet」※などにより、市民や商店、関係団体などと連携･協働しながら中心市街地の活性化に取り組みます。

施策②　土地区画整理事業を推進します

- 名鉄小牧線沿線の宅地需要が高い地区（文津、岩崎山前、小牧南）において、良好で健全な住環境の形成に取り組みます。
- 本庄地区において、既存住宅地の住環境の保全を図るとともに、計画的な工業系市街地の形成に取り組みます。

施策③　人や情報がつながる夢と希望あふれる東部地域を創造します

- 東部地域におけるまちづくり活動を積極的に情報発信するとともに、自立的かつ持続的なまちづくり活動とするため支援を行います。
- 空室が目立つ集合住宅などについて、地域ニーズを踏まえた利活用が進められるよう働きかけを行います。
- 篠岡地区における学校再編に伴う学校跡地について、地域ニーズを踏まえた利活用の検討を進めます。

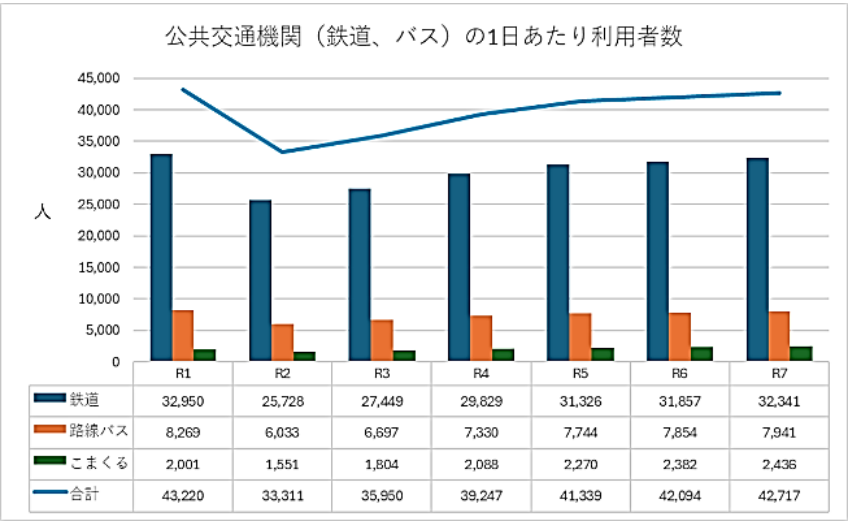
施策④　優良な景観を守り誇りや愛着が持てる美しいまちを形成します

- 景観重点地区（やすらぎみち）※と景観計画区域※で定めた建築物や工作物の形態意匠などの景観形成基準について、必要に応じて見直しを行います。
- 基準に基づき優良な景観を維持するとともに、景観に大きな影響を及ぼすおそれのある行為については制限を行います。
- 身近な景観への誇りと愛着を醸成するため、~~各地区の~~市のシンボルである小牧山や周辺環境と調和が図られた緑豊かな景観といった各地域の特性に応じた優良な景観スポット※を定めます。

14 公共交通

主な課題

○ 鉄道とバスの全体的な利用者数は、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和２（2020）年度に大きく減少した後、増加傾向にあるものの、コロナ禍前の水準には達していません。地域を支えるためには、人口減少や公共交通利用者の減少、地域公共交通※の担い手不足、赤字構造など、地域公共交通を取り巻く様々な問題の中で、将来的にも安定した交通サービスの確保と維持が必要です。（➡施策①、②、③）



	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
鉄道	32,950	25,728	27,449	29,829	31,326	31,857	32,341
路線バス	8,269	6,033	6,697	7,330	7,744	7,854	7,941
こまくる	2,001	1,551	1,804	2,088	2,270	2,382	2,436
合計	43,220	33,311	35,950	39,247	41,339	42,094	42,717

関連する計画：
小牧市地域公共交通計画※（令和７（2025）年度～令和 11（2029）年度）

目指すまちの姿

地域の活力と交流を育み、安心・便利な暮らしを支える持続可能な公共交通のあるまちにします。

代表的な指標

指標	令和７年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
地域公共交通の人口カバー率	99.2%	100%	100%
過去１か月以内に公共交通機関※を利用したことがある市民の割合	42.9% （R5～R7 平均）	~~45.4%~~ 44.2%	~~47.5%~~ 45.2%
週１回以上こまき巡回バスを利用している市民の割合	5.5%	~~5.8%~~ 5.7%	~~6.1%~~ 5.8%

施策①　市内移動や広域的な移動を支える公共交通手段を確保します

- 民間交通事業者とともに、各公共交通機関の役割に応じた運行を実施するとともに、サービス水準の維持・改善に取り組みます。
- おおむね５年サイクルでこまき巡回バス「こまくる」の再編を実施します。

施策②　安定的・持続的な交通サービスを提供します

- 地域旅客運送サービス※の持続可能な提供に向け、広域連携を視野に、地域にとって最適な公共交通のあり方の検討を実施します。

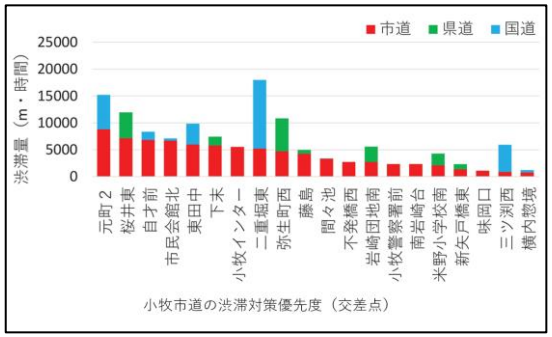
施策③　公共交通の利用促進を図ります

- 民間交通事業者や公共交通利用促進協議会※とともに、公共交通を PR し、認知度・理解度を高め、利用促進につなげます。
- 市営自転車等駐車場の計画的な維持管理を実施します。
- こまき巡回バス「こまくる」のバス待ち環境の改善に取り組みます。

15 道路と河川

主な課題

○ 通勤・通学や物流の快適な移動を阻害する道路渋滞は、交通量の増加や幹線道路※における交通の集中、右折帯の未整備などにより発生していることから、ハード・ソフト両面から総合的な渋滞対策を講じる必要があります。（➡施策①）

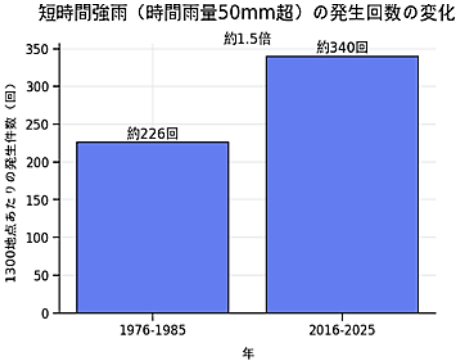


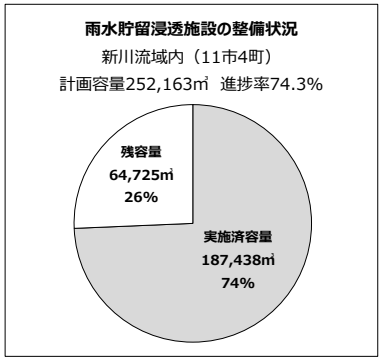
○ 緊急車両などの進入が困難な狭あいな生活道路は、災害時における避難路の確保や救助活動などの妨げになることから、安全で良好な生活環境を形成するために狭あいな道路を解消していく必要があります。（➡施策①）

○ 近年、自転車利用者の増加や交通環境の変化に伴い、狭い歩道や歩道のない道路などにおいて、自転車利用者や歩行者に対する危険性が高まっているため、すべての人が安全に通行・移動できる道路空間を確保していく必要があります。（➡施策②）

○ 近年、高度経済成長期以降に整備された橋りょうなどの道路施設の老朽化が急速に進んでいます。市内には重要橋りょう※が 109 橋、横断歩道橋が 25 橋あるため、着実に対応する必要があります。（➡施策③）

○ 近年、全国各地で地球温暖化に伴う気候変動により、水害が頻発化・激甚化しています。市内では床上・床下浸水の発生件数は低く抑制されていますが、今後もいつ起きるかわからない大雨による浸水被害を最小限に抑制するため、対策事業を継続し、着実に進めていく必要があります。しかしながら、河川工事は水の流れの関係で下流から進める必要があるため、下流域に位置する一級河川※などの整備状況が、市が事業主体となる準用河川※などの事業進捗に影響を与えます。そのため、国や県が管理する一級河川の早期整備に向けた要望活動を継続するとともに、現在実施している準用河川及び雨水下水道についても着実に整備を進めていく必要があります。（➡施策④）





○ 大雨による浸水被害を最小限に抑制するため、河川や雨水下水道の整備とあわせて、降雨時の雨水を一時的に貯留し、周辺水路及び下流河川への負荷軽減に効果的な雨水貯留施設の整備を進める必要があります。（➡施策⑤）

関連する計画：
小牧市自転車ネットワーク計画（令和 7（2025）年度～令和 16（2034）年度）
小牧市橋梁長寿命化修繕計画（令和 8（2026）年度改定）
横断歩道橋長寿命化修繕計画（令和 8（2026）年度改定）
五条川左岸流域関連小牧市公共下水道事業計画（昭和 52（1977）年度～令和 12（2030）年度）
新川圏域河川整備計画（平成 19（2007）年度～令和 18（2036）年度）
新川流域水害対策計画（平成 19（2007）年度～令和 18（2036）年度）

目指すまちの姿

安全で円滑な道路環境を整え、道路施設の修繕を進めるとともに、治水対策を推進し、安心して暮らせるまちにします。

代表的な指標

指標	令和 7 年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
渋滞対策の実施箇所数	7 か所	10 か所	13 か所
重要橋りょうの長寿命化修繕工事の進捗率	54.4%	77.2%	100%
雨水貯留施設整備の進捗率	74.7%	91.0%	100%

施策①　円滑に移動できる道路を整備します

- 幹線道路のネットワークの充実により、渋滞緩和や地域活性化を図るため、国や県が実施する都市計画道路などの整備事業に連動して、周辺道路の整備を推進します。
- ビッグデータ※を活用して選定した渋滞対策整備優先箇所 20 か所を対象に、右折帯設置や交差点改良などのハード対策を推進するとともに、交通集中の分散化を目的とした啓発活動などのソフト対策を実施します。
- 後退用地※の拡幅、生活道路の拡幅改良などにより、緊急車両などの通行が可能となるよう狭あい道路※対策を推進します。

施策②　歩行者や自転車が安全に通行できる道路環境を整備します

- 事故の繰り返しを防ぐため、事故多発箇所を中心に防護柵、カーブミラー、道路照明灯などの交通安全施設を整備するとともに、区画線などによる速度抑制対策を推進します。
- 自転車ネットワーク計画に基づき、優先整備区間の自転車通行空間の整備を推進します。

施策③　重要橋りょうと横断歩道橋の安全な通行を確保します

- 橋りょう、横断歩道橋の定期点検を 5 年に 1 回実施し、施設の健全な状態を維持します。
- 重要橋りょうと横断歩道橋について、災害時に重要となる道路施設を優先し、長寿命化修繕計画に基づき新技術導入などによるコスト縮減や、道路施設の集約などの効率化を図りながら、計画的な修繕を実施します。

施策④　浸水区域を解消します

- 浸水被害の発生を防止するために、準用河川の整備や雨水下水道整備を進めます。

施策⑤　河川への雨水流出を抑制します

- 浸水被害の発生を防止するために、雨水貯留施設の整備を進めます。

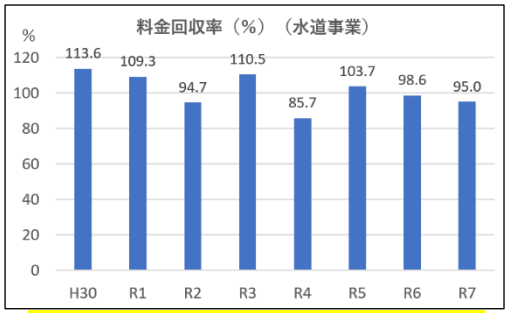
（政策の柱）6.くらしと住まい

16 水道と下水道

主な課題

【水道事業】

○ 近年、水道事業の料金回収率※は減少傾向にあり、人口減少などを背景に水需要及び給水収益の低下が懸念される中、将来にわたって安定的な経営を持続できるよう、収益の確保に努め、適正な料金について検討する必要があります。（➡施策①）

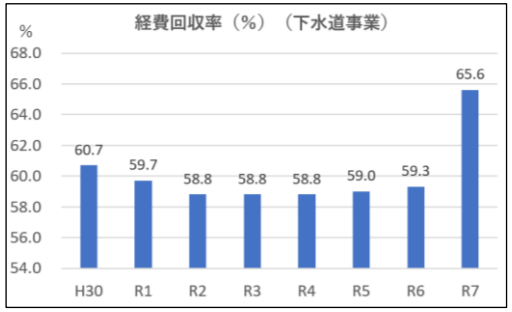


※R2、R4 はコロナ禍における各種対策により水道料金を減額したため下がっています。市からの補助を給水収益とした場合、R2 は 109.4%、R4 は 105.4%となります。

○ 法定耐用年数を超えた管路延長の割合は令和 7（2025）年度時点で 35.8%と増加傾向にあり、浄水場や配水池、配水管などの水道施設の老朽化が進んでいます。また、南海トラフ地震などの自然災害が危惧される中、耐震化された管路の割合は 26.9%にとどまっている状況です。濁水発生や水質汚染リスクを防ぐため、施設の適正な維持と計画的な更新及び耐震化を進める必要があります。（➡施策②、④）

【下水道事業】

○ 使用料で賄うべき経費を一般会計の繰入金により補填していることから、使用料を令和 7（2025）年 10 月に改定したものの、経費回収率※は依然として 100%を下回っているため、下水道事業の安定的な経営を持続できるよう、使用料の適正化に取り組む必要があります。（➡施策①）



○ 下水道普及率※は令和 7（2025）年度末時点で 79.2%、接続率※は 73.2%にとどまっていることから、衛生的で快適な生活環境の確保に向け、計画的かつ効率的な整備と接続促進を進める必要があります。（➡施策③）

○ 汚水管渠では、標準耐用年数 50 年を超えた管渠は約 3%にとどまる一方、20 年を超えた管渠は半数を超えており、ポンプ場でも稼働 30 年以上かつ標準耐用年数を超える設備が多いことから

○ 下水道施設の計画的な維持管理と長寿命化を進める必要があります。（➡施策④）

関連する計画：

小牧市水安全計画（令和 6（2024）年度改定）

小牧市水道事業ビジョン・経営戦略（令和 8（2026）年度～令和 17（2035）年度）

五条川左岸流域関連小牧市公共下水道事業計画（昭和 52（1977）年度～令和 12（2030）年度）

小牧市下水道事業長期経営計画（令和 4（2022）年度～令和 33（2051）年度）

目指すまちの姿

安全な水道水の安定的な供給や、下水道の整備・普及により、衛生的で快適に暮らせるまちにします。

代表的な指標

指標	令和 7 年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
基幹管路の事故件数（水道事業）	1 件	0 件	0 件
水質基準適合率（水道事業）	100%	100%	100%
公共下水道普及率（下水道事業）	79.2%	80.8%	87.7%

施策①　健全かつ安定的な経営でサービスを維持します

・ 上・下水道事業の業務効率化や経費削減などの経営努力を行うとともに、経営戦略の見直しなどにより、中長期的な収支バランスを考慮しながら適正な料金の設定に取り組みます。

・ 財源確保と公平性の確保のため、今後も水道料金・下水道使用料などの未収金対策に取り組みます。

施策②　安全な水を供給します

・ 安全な水道水を供給するため、水源から蛇口までの信頼性の高い供給システムを維持します。

施策③　公共下水道の普及・接続を促進します

・ 将来的な人口動向を踏まえつつ、計画的に公共下水道の整備を推進します。
・ 事業説明会の開催や未接続世帯に対する啓発活動を推進します。

施策④　施設の適切な維持及び計画的な更新を推進します

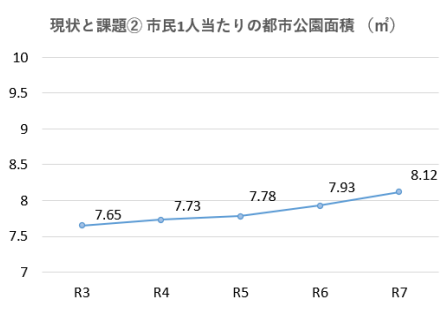
・ 既存施設の機能を適切に維持できるよう、費用の平準化に留意しながら、長寿命化や耐震化を計画的に推進します。

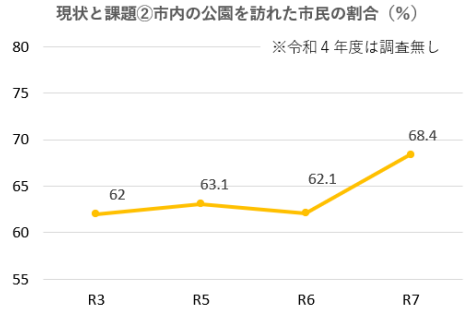
17 公園と緑地

主な課題

○ 近年、緑化推進協議会の会員数は増加傾向にありますが、企業会員数は横ばいとなっています。花いっぱい運動では地元区や公共施設に花苗を配布しており、緑化活動への意識は高まりつつあります。一方、市街化区域内の緑被率は 2 割未満にとどまっているため、民有地の緑化と緑化意識の一層の向上に取り組む必要があります。（➡施策①）

○ 計画的な公園整備により、公園緑地の箇所数と市民１人あたり都市公園面積は着実に増加している一方、市内の公園を訪れた市民の割合は 7 割には到達していない状況です。令和 7（2025）年度にはカフェを併設した小牧山東公園を整備し、家族連れなど多くの方々で大変にぎわっており、さらなる地域住民のニーズを反映した公園づくりに取り組む必要があります。（➡施策②）





○ 人口動態の変動により利用者が少なくなっている公園や利用者層と公園機能にかい離がみられる公園のほか、例えば駅東公園や駒止公園といった立地条件を十分に活用できていない公園など、今後、各公園の有効な活用方法を検討する必要があります。（➡施策②）

○ 既存の公園施設の老朽化が進行しているため、計画的に遊具や施設の修繕・更新を行っていく必要があります。また、地元区に委託している公園や児童遊園の管理については、担い手の高齢化などによる負担を軽減するため、管理項目を分けて民間委託を選択できるようにするなど、将来を見据えて持続可能な管理方法への見直しを進める必要があります。（➡施策②）

○ 倒木による事故の被害件数はごくわずかですが、樹木の老朽化が進んでおり、今後、事故につながる可能性もあることから、公園樹の適切な維持管理の強化が必要です。また、市道の街路樹は老朽化・大径木化が進み、歩道の有効幅員が確保できていない箇所や、交差点での見通し不良が発生しているため、小牧市街路樹再生指針に基づく街路樹の最適化を進めることが急務です。（➡施策③）

○ 令和 7（2025）年度の市民四季の森の来訪者数は 89,085 人でした。利用者数はコロナ禍前の水準からは減少しており、近年はおおむね横ばいとなっています。今後も市民ニーズに応じた公園の魅力向上が課題です。（➡施策④）

関連する計画：
小牧市緑の基本計画（令和 3（2021）年度～令和 12（2030）年度）
公園施設長寿命化計画（令和 6（2024）年度～令和 15（2033）年度）

目指すまちの姿

市民と行政の協働により緑豊かな公園・緑地などが安全・快適に維持管理され、緑とやすらぎのある美しいまちにします。

代表的な指標

指標	令和 7 年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
市内の公園を訪れた市民の割合	64.5% （R5～R7 平均）	65.5%	66.5%
市民１人あたりの都市公園面積	8.1 ㎡/人	~~9.4 ㎡/人~~ 8.8 ㎡/人	~~9.6 ㎡/人~~ 9.0 ㎡/人
倒木による事故件数	0 件	0 件	0 件

施策①　市民の緑化意識向上と緑化活動への参加を促進します

- 緑化推進協議会を通じて、花いっぱい運動などの緑化意識向上のための事業を実施します。
- 都市緑化推進事業補助金を活用し、市民や事業者が行う緑化事業の経費を補助することで、民有地の緑化を促進します。

施策②　公園・緑地などの適切な整備・維持管理を行います

- 新規に整備を行う公園・緑地などについて、適正に配置します。
- 利用者が少ない公園などについては、市民ニーズを踏まえ、滞在したくなる公園づくりを推進します。
- 公園施設･遊具を適正に管理するとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の補修・更新工事を実施します。
- 将来を見据えた持続可能な維持管理体制を構築するため、管理手法の見直しを進めます。

施策③　公園樹・街路樹などの計画的な更新を行います

- 街路樹最適化事業により、街路樹の更新や樹形管理を進め、老朽化・大径木化した街路樹の適正化を図り、歩行者の安全確保と良好な街並み景観の形成を推進します。
- 公園樹の適切な剪定、間伐、植替えなどにより質的向上を図ります。

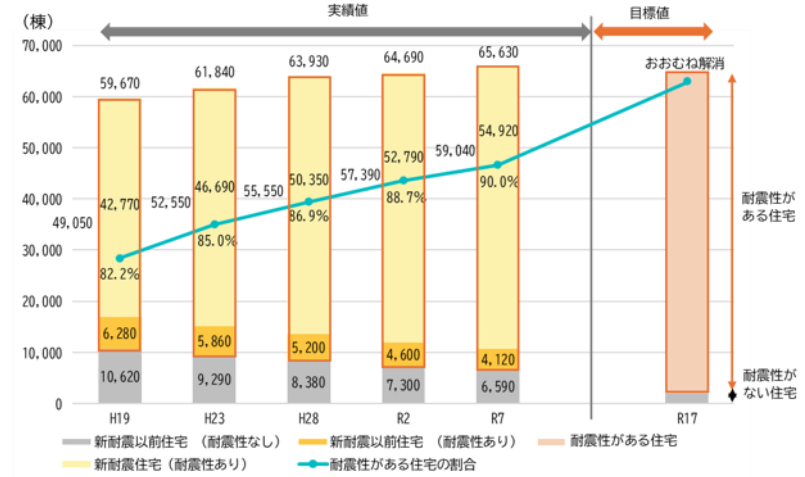
施策④　市民四季の森の魅力向上を図ります

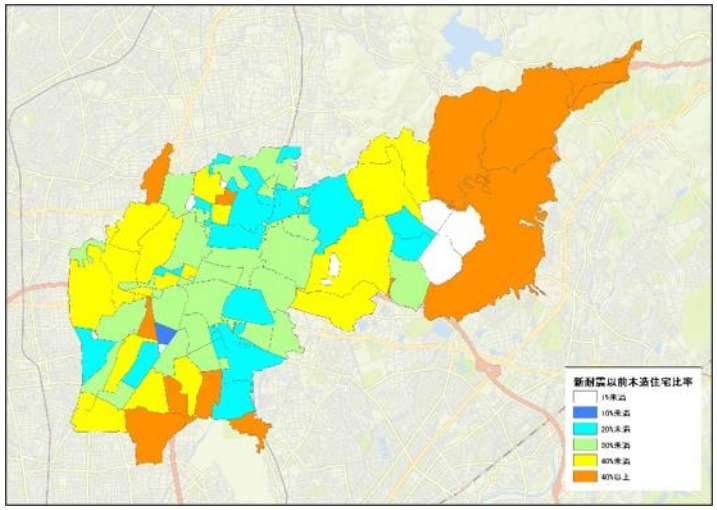
- 市民四季の森の機能･利便性向上及び四季彩フェスタの開催を通じた市民四季の森の魅力発信を進め、利用促進を図ります。

18 住宅と定住

主な課題

○ 本市の住宅の耐震化率は令和 7（2025）年度時点で 90%となっていますが、構造別にみると、木造住宅の耐震化率が 79.1%と低いことが課題です。また、旧耐震基準※の住宅の割合が高い地域もあることから、これらの地域に対しては、より一層の啓発強化が必要です。（➡施策①）





○ 令和 7（2025）年度に改定した小牧市空家等対策計画において、~~空き家~~空家等※の将来予測は改定前の予測値よりも増加しました。今後、自宅の将来を考えるきっかけを提供し、~~空き家~~空家等の発生抑制につなげる必要があります。（➡施策②）

○ 令和 6（2024）年度の~~空き家~~空家等調査によると、市内の~~空き家~~空家等は 899 棟であり、そのうち 691 棟が売却・賃貸など、中古住宅としての活用が期待できる~~空き家~~空家等です。一方で、活用に向けた「具体的な方法や相談先がわからない」という悩みを抱える所有者が一定数存在しています。こうした課題を踏まえ、未活用の~~空き家~~空家等を積極的に掘り起こし、流通・利活用の促進を図る必要があります。（➡施策②）

○ 転勤や転職、結婚、出産のライフステージを迎える 25 歳から 34 歳の転出超過が顕著です。この年代が住まいを構える際に、本市へ定住したくなるようなインセンティブが重要です。また、昼間人口比率※が高い本市の特性を活かした定住施策の立案も重要な視点と考えられます。（➡施策③）

関連する計画：
小牧市耐震改修促進計画（平成 19（2007）年度～令和 17（2035）年度）
小牧市空家等対策計画（令和 4（2022）年度～令和 13（2031）年度）

目指すまちの姿

誰もが安心して暮らせる住まいを増やし、世代を越えて住みたい・住み続けたいと思えるまちにします。

代表的な指標

指標	令和 7 年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
耐震化の施策を要する木造住宅の戸数	310 戸	155 戸	31 戸
住まいのコンシェルジュ※における相談件数（累計）	0 件	360 件	650 件
20～40 歳代の平均転出超過数（3 か年平均）	329 人	200 人	100 人

施策①　安全・安心な住宅の整備を促進します

- 愛知県と連携・協力し、耐震関係の補助制度を充実します。
- 市民の意識を高めるため、講座・相談会の開催や重点地域などへの啓発を強化します。

施策②　~~空き家~~空家等の発生抑制を図るとともに、利活用を促進します

- ~~空き家~~空家等の発生抑制に向け、セミナーなどの開催や住まいのエンディングノート※などの周知・啓発を行います。
- ~~空き家~~空家等の所有者及び利活用希望者に対する相談窓口として住まいのコンシェルジュを強化します。
- ~~空き家~~空家等が流通するよう、空き家・空き地バンク※を積極的に運営します。

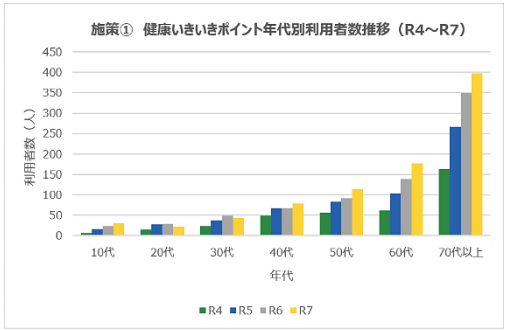
施策③　若年世代の定住を促進します

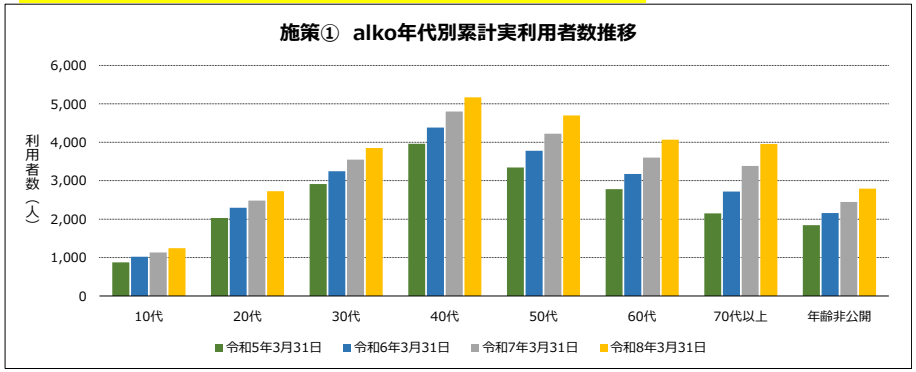
- 結婚時や子育て中の若年世代に対し、「こども夢・チャレンジNo.1 都市」としての手厚い子育て支援などの強みについて、関係部署による市内外への情報発信と連携しながら、住宅の取得や新築などに係る経費の一部を支援します。

（政策の柱）7.健康と福祉
19 健康づくり

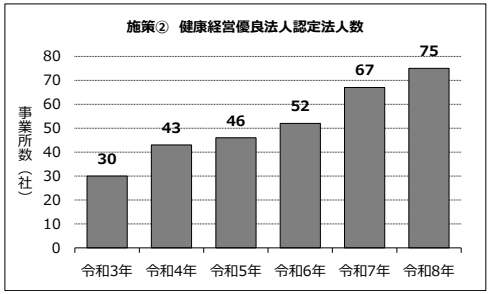
主な課題

○ 楽しみながら健康づくりにチャレンジできる「健康いきいきポイント事業」（健康いきいきポイント※、ウォーキングアプリ「alko」※）を実施していますが、10～20 歳代の利用者の割合が15%と、参加者のうち若い世代の割合が低い状況です。~~今後は、心身の健康づくりや将来の健診受診の習慣化につながるよう、若い世代も興味・関心をもって取り組むことができる仕組みの構築や事業展開を図る必要があります。~~ウォーキングアプリ「alko」は運用開始から 10 年が経過しており、安定的かつ効率的な事業運営に向けたシステムの見直しが課題となっています。今後は、持続可能な運営体制の確保とともに、若い世代も参加しやすい仕組みづくりを進め、健康づくりへの参加促進を図る必要があります。（➡施策①）





○ 一般的に、働き世代は生活習慣病リスクが高まる年代ですが、多忙により健康づくりを意識したり、時間を確保したりすることが困難であると言われています。また、健康経営※に取り組む市内事業所は増加傾向にあるものの、まだ十分とはいえません。職場を通じた健康支援をより一層推進するため、事業所への情報発信と取組支援の強化が必要です。（➡施策②）



○ 健診やがん検診の受診者が減少しています。特に若い世代に向けたがん検診（子宮頸がん、乳がん、大腸がん）は、無料クーポン対象者の受診率も低く、職場での受診状況の把握も困難です。しかしながら、疾病の早期発見・早期治療につなげるためには、健康への関心が低い層にも早い段階から働きかけ、継続的な受診につなげる必要があります。（➡施策③）

関連する計画：
小牧市健康づくり推進プラン（令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度）
小牧市地域包括ケア推進計画（令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度）
第 2 次小牧市自殺対策計画（令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度）

目指すまちの姿

若い世代から高齢者まで、誰もが健康に関心を持ち、地域や職場で支え合いながら、生涯いきいきと暮らし続けられるまちにします。

代表的な指標

指標	令和 7 年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
健康寿命（男性・女性）	男性 80.75 歳 女性 85.43 歳 （令和 4 年度）	男性 81.05 歳 女性 85.85 歳 （令和 9 年度）	男性 81.45 歳 女性 86.35 歳 （令和 13 年度）
~~健康経営に取り組んでいる企業数~~ 健康経営優良法人認定法人数	75 社 （令和 8 年）	95 社	120 社
がん検診の推奨開始年齢の受診率 （子宮頸がん 20 歳、乳がん 40 歳、大腸がん 40 歳）	子宮頸がん 10.5% 乳がん 21.5% 大腸がん 6.0%	子宮頸がん 12.5% 乳がん 23.5% 大腸がん 8.0%	子宮頸がん 15.5% 乳がん 26.5% 大腸がん 11.0%

施策①　健康づくりへの気づきから習慣化までを支援します

- ~~大人版健康いきいきポイントのデジタル化を検討するなど、若い世代にも気軽に健康づくりに取り組める環境を整えます。~~
- 歩数計機能と大人版健康いきいきポイントの機能を備えた新たな健康アプリの導入・活用を検討し、若い世代にも気軽に健康づくりに取り組める環境を整えます。
- 健康習慣化サポート施設「ヘルスラボ・こまき※」を活用した健康づくりを推進します。

施策②　健康づくりに取り組む企業を支援します

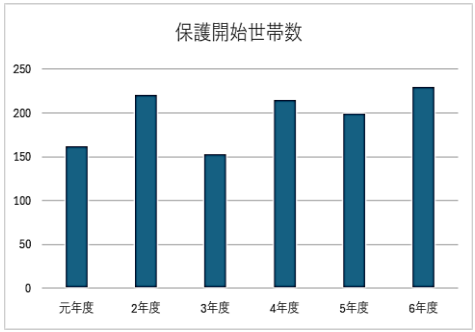
- 企業が主体的に健康づくりを推進できるよう、関係機関と連携し、健康づくりに取り組む企業を支援するとともに、企業同士の情報交換や交流の場を提供します。

施策③　健診・検診の正しい知識を広め、市民の適切な受診を支援します

- 健康週間や健康イベントを通じ、ライフステージに応じた健康づくりの知識を普及するとともに、健診・検診の必要性を啓発し、受診の動機づけから継続受診へとつなげます。
- 受診率の向上を図るため、がん検診の受診開始推奨年齢を対象とした無料クーポン事業において、予約や問診票のデジタル化を進め、受診しやすい環境を整えます。

20 くらしの支援

主な課題



○ 生活に困りごとや不安を抱えている方をできるだけ早期に発見し、自立に向けた適切な支援を行っていく必要があります。また、生活困難な世帯に対し、その困窮の程度に応じて自立を助長し、生活の安定を守るため、セーフティネットとしての生活保障を行う必要があります。（➡施策①）

○ 頼れる身寄りのない高齢者が増加しており、財産管理や死後事務※への対応など、様々な課題があります。また、障がいがあることにより支援が必要な方の高齢化も進み、親亡き後の自立した生活をどのように支えるかが課題となっています。このような方々の権利や財産を守るため、支援が必要な方の意思を十分に尊重した上で、必要に応じて適切に成年後見制度※の活用を図るなどの支援が必要です。~~となる~~一方で、支援の担い手も不足していることから、担い手の確保を支援する必要があります。（➡施策②）

○ 医療費が増加し、国民健康保険※の運営は厳しさを増しています。また、医療リスクの高いこどもや障がいのある方、高齢の方が安心して保険診療※が受けられる環境を維持していく必要があります。（➡施策③）

○ 地域のつながりが希薄化し、望まない孤独や孤立を生み出すなど、地域で支え合う力が低下しています。まずは、自ら主体的に取り組むこと（自助）が重要ですが、地域住民、ボランティア、事業者などによる支え合い活動（互助・共助）により、地域における困りごとを自分ごととして捉え、お互いさまの気持ちで支え合う環境を整える必要があります。（➡施策④）

○ 介護と育児などのダブルケア、高齢の親と障がいのある子の世帯など、複合・複雑化した生活課題を抱える世帯が増加しています。状況によっては既存の制度の狭間となるなど、特定の分野~~や単~~の機関だけでは解決が困難であることから、重層的な支援体制を整備していく必要があります。（➡施策⑤）

関連する計画：
小牧市地域包括ケア推進計画（令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度）
小牧市成年後見制度利用促進計画（令和 4（2022）年度～令和 9（2027）年度）
小牧市第 3 期データヘルス計画（令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度）

目指すまちの姿

~~みんなが主役となり、支え合いの輪でつながるまちにします。~~必要なときに必要な支援を受けながら、一人ひとりが安心と尊厳を持って自分らしく暮らし続けられるまちにします。

代表的な指標

指標	令和 7 年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
ハローワークとの連携による生活保護受給者の就職者数	35 人	40 人	40 人
尾張北部権利擁護支援センター※への権利擁護に関する相談人数	190 人	210 人	230 人
多機関協働※により支援して終結した件数	2 件	10 件	10 件

施策①　生活に困窮する方の自立を支援します

- 生活に困窮した方が自立に向かって進めるように支援します。
- 困窮の程度に応じて、自立を助長し、必要な保護を実施します。

施策②　権利擁護を支援します

- 頼れる身寄りのない方が安心して地域で生活できるよう支援体制を構築します。
- 権利擁護支援の中核を担う権利擁護支援センターを運営するとともに、後見人となりうる人材を確保し、後見が必要になったときに安心して成年後見制度を利用できる環境を整えるため、市民後見人※の養成を推進します。

施策③　健全な医療保険制度※を運営し、安心して保険診療が受けられる環境を維持します

- 国民健康保険制度を適切に運営していきます。
- 医療費の適正化を図るため、特定健康診査※・特定保健指導※を実施します。
- 重複・頻回受診者※への適正受診・啓発を実施します。
- 具体的な健康リスク情報の効果的な発信と教育を実施します。
- 福祉医療制度※を維持していきます。

施策④　地域における支え合い活動の活性化を進めます

- 社会福祉協議会と連携し、次代を担うこどもたちに福祉を「自分ごと」として捉える意識の醸成を図ります。
- 多様な主体とのつながりを支援し、住民同士の地域コミュニティ活動を推進します。

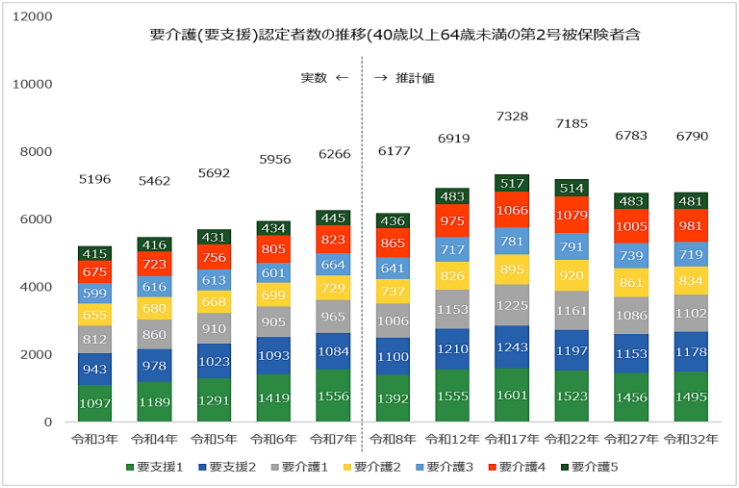
施策⑤　重層的支援体制※を整備します

- 複数の困りごとを抱える方を、世代や相談内容にかかわらず受け止め、関係機関が連携・協働して支援します。
- 既存の制度やサービスでは支援が難しい困りごとにも対応し、必要に応じて社会資源を開拓し、支援体制を充実します。
- 地域に出向き支援が届いていない方に支援を届けるとともに、潜在的なニーズを把握し、一人ひとりに寄り添って伴走的に支援します。

21 高齢者と介護

主な課題

○ 介護人材不足と生産年齢人口の減少を踏まえ、人材の確保・育成・定着に向けたキャリア形成支援が必要です。また、要介護認定申請の増加に対応するため、認定事務の迅速化と適正化が必要です。（➡施策①）



○ 高齢化により認知症高齢者人口の増加が見込まれる中で、認知症が疑われる方、認知症の方及びその家族に早期に関わり、適切な医療や介護のサービスにつなぐため、早期診断・早期対応を行う必要があります。（➡施策②）

○ 高齢化の進行に伴い、心身機能の低下やフレイル※の進行により、要介護状態に至るリスクの高まりが懸念される中、高齢者が自身の状態に応じて介護予防やリハビリテーションに継続的に取り組める環境や、適切な支援につながる仕組みの充実が課題です。（➡施策③）

○ 特定の団体などに所属せず、気軽に社会活動へ参加したいという人が増えている中で、高齢者の多様なニーズに対応し、就労からボランティア活動に至るまで幅広い情報を適切に提供し、生きがい創出に向けた支援が必要です。（➡施策④）

○ 支援や介護を必要としない段階から、家族や知人などと人生の最終段階を含め、自分らしい生き方について話し合うきっかけづくりが必要です。（➡施策⑤）

関連する計画：
小牧市地域包括ケア推進計画（令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度）
第 10 期小牧市介護保険事業計画（令和 9（2027）年度～令和 11（2029）年度）
小牧市認知症施策推進計画（令和 9（2027）年度～令和 11（2029）年度）
小牧市健康づくり推進プラン（令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度）

目指すまちの姿

住み慣れた地域での支え合いにより、高齢者が社会との関係を持ちながら自分らしく自立し、安心して暮らし続けることができるまちにします。

代表的な指標

指標	令和 7 年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
要介護（要支援）認定率の実績値と推計値の差（実績値－推計値）	0.9pt	▲0.1pt	▲0.1pt
要介護（要支援）認定者のうち在宅などで暮らしている市民の割合	80.0%	80.0%	80.0%
生きがいをもっていると回答した 65 歳以上の市民の割合	77.2%	80.0%	80.0%

施策①　健全な介護保険制度を運営します

- 介護資格取得費用の補助などにより、介護人材の確保を支援します。
- 給付実績帳票の活用及び介護支援専門員※などとともに行う確認･検証により、適切で効果的なケアプラン※の作成の促進を図ります。
- 認定調査・主治医意見書の進捗管理強化と、審査会のオンライン化・ペーパーレス化を推進し、事務の迅速化を進めるとともに、認定を引き続き適正に実施していきます。

施策②　認知症の人とその家族に対するサポート体制を強化します

- 認知症初期集中支援チーム※による包括的・集中的な支援を行います。

- 認知症カフェ※やチームオレンジ※の活動などをはじめ、認知症の人を支えるだけでなく、認知症の人も地域の一員として活躍できるよう支援します。
- 認知症の進行に伴い変化する認知症の人やその家族のニーズに合わせた切れ目のない支援体制づくりを推進します。

施策③　高齢者の健康状態を把握し、フレイル予防・介護予防につなげます

- 本市独自の介護予防体操「こまき山体操※」の普及を通じ、市民を主体とした介護予防の取組を促進するとともに、介護予防の推進役として「こまき介護予防推進リーダー※」を養成します。
- 健診や医療機関を受診していない高齢者を把握し、個別に働きかけて必要な情報を提供するとともに、適切なサービス利用へつなげます。
- フレイル予防の情報を発信するとともに、身近な場所で身体状況のチェックや介護予防の機会を提供し、早期発見・早期対応を支援します。

施策④　高齢者がいきいきと暮らせる環境を整えます

- ふれあい・いきいきサロンなど高齢者が気軽に立ち寄れる憩いの場の充実など、高齢者の活躍を支援します。
- 多様な働き方などを含め、高齢者の就労的活動と社会参加を支援します。

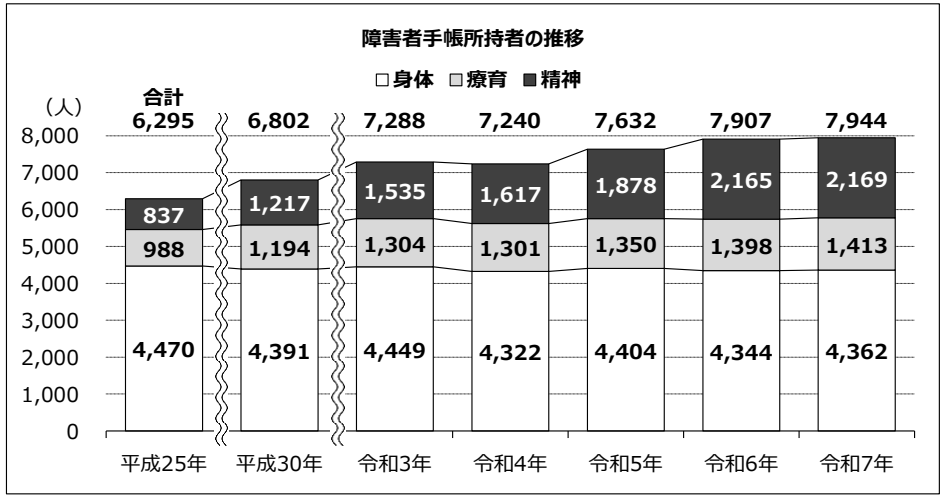
施策⑤　在宅医療の相談支援を充実するとともに、自らの希望により住み慣れた自宅などで自分らしい暮らしができる環境を整えます

- 在宅医療・介護連携に関する市民講演会をはじめ、普及啓発を実施します。
- 切れ目なく医療や介護が受けられるように小牧市在宅医療・介護連携サポートセンター※における在宅医療に関する相談支援を充実します。
- 「わた史ノート※」を活用し、人生会議（ACP）※の普及啓発を行います。

22 障がい者（児）

主な課題

○ 障害者手帳所持者の推移をみると、身体障がい者数は横ばいですが、知的障がい者数と精神障がい者数は増加傾向にあり、障がい者数全体としても年々増加傾向にあります。このような中で、相談内容は身体・知的・精神の障がい福祉分野にとどまらず、医療分野、高齢分野、児童分野にもまたがるなど、複雑かつ多様化しており、相談員の専門性向上と関係機関との連携深化による重層的な支援が必要となっています。（➡施策①）



○ 障がいのある児童やその疑いのある児童の可能性を最大限に伸ばし、将来につながる成長の中で能力を十分に発揮できるよう、早期からの発達支援※に努めるとともに、継続的な支援が行われるよう関係機関のさらなる連携が必要です。（➡施策②）

○ 障がいのある方が住み慣れた地域で~~の~~生活を送り続けることや、積極的に社会参加できる環境を整えるためには、障害福祉サービス※や日常生活用具※などの福祉サービスの活用、就労機会の確保及び就労定着を支援する必要があります。また、障害福祉サービスの利用にあたっては、相談員の支援を希望する方と相談員をつなげ、相談員が作成するサービス等利用計画※などによるサービスの利用となることが重要です。（➡施策③）

○ 地域共生社会※の実現を目指して、市民の障がいに関する正しい理解をさらに深めていく必要があります。そして、市全体で障がいのある方の社会参加を見守り、支援しながら、障がいの有無にかかわらず誰もが支え合い、ともに暮らしていくまちを築いていくことが重要です。（➡施策④）

関連する計画：
第 4 次小牧市障がい者計画（令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度）
第 8 期小牧市障がい福祉計画・第 4 期小牧市障がい児福祉計画（令和 9（2027）年度～令和 11（2029）年度）

目指すまちの姿

障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重することで、支え合い、ともに暮らせるまちにします。

代表的な指標

指標	令和 7 年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
障がい者（児）の外出時に、周りの人の理解や手助けがあると感じる市民の割合	令和 9 年度に設定		
あさひ学園※の満足度	100%	100%	100%
相談員によるサービス等利用計画などのプラン作成割合	49.2%	80.0%	95.0%

施策①　相談体制を充実します

- 障がい者基幹相談支援センター※を中心として相談支援を行います。
- 障がい者基幹相談支援センターにおいて、市内の相談支援専門員※の人材育成を促進します。

施策②　障がい児の発達を支援します

- あさひ学園において、児童やその家族への発達支援、家族支援、相談支援を行います。

- あさひ学園と児童発達支援センター※が協力し、関係機関による障がい児支援のネットワークを充実します。
- 医療的ケア児等コーディネーター※を中心に関係機関が連携し、医療的ケア児やその家族などへの支援を推進します。

施策③　障がい者（児）の生活を支援します

- 障害福祉サービス、日常生活用具、意思疎通支援※などの福祉サービスを活用することで、本人が日常生活を送ることができるよう支援します。
- 障害福祉サービスなどの利用にあたり、相談員によるサービス等利用計画などのプラン作成により、望まないセルフプラン※を低減させます。
- 障がい者の就労機会の確保と就労定着を支援します。

施策④　障がいに関する正しい理解の深化と障がい者の社会参加を支援します

- 障がいに関する理解を深める啓発を行います。
- 障がい者(児)のスポーツレクリエーションや芸術活動の機会を支援します。
- 心のバリアフリーや情報アクセシビリティの向上、合理的配慮の提供を促進するとともに、ソフト・ハードの両面から社会的障壁の除去を進めます。
- 障がいのある人とない人との相互理解と交流の機会を支援します。

23 地域医療

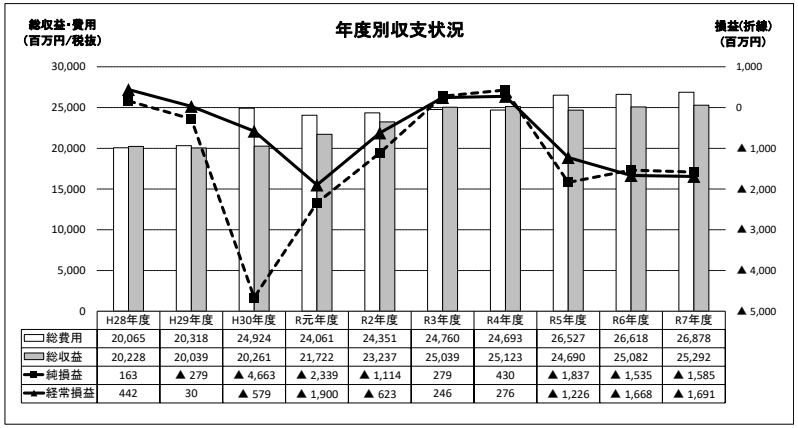
主な課題

○ 医療や介護が必要になっても、自身が希望する生活をできるだけ実現できるよう、在宅医療や介護サービスの基盤強化が必要です。（➡施策①）

○ 市民病院は救急医療やがん診療、高次医療※を提供し、地域における急性期病院として重要な役割を果たしています。近年の取組を通じて、救急搬送患者の応需率は向上しましたが、今後、経営改善に向けて患者数の増加に取り組む中で、~~同時に救急搬送患者の受入~~引き続き積極的な救急搬送患者の受け入れを維持~~させる~~していく必要があります。（➡施策②）

○ 地域の医療体制の中で、市民病院は急性期病院の役割を担っており、特に受け入れた救急患者については、症状が落ち着いた適切な段階で他の医療機関へ転院（下り搬送）し、新たな緊急性の高い患者の受入体制を保持する必要があります。（➡施策②）

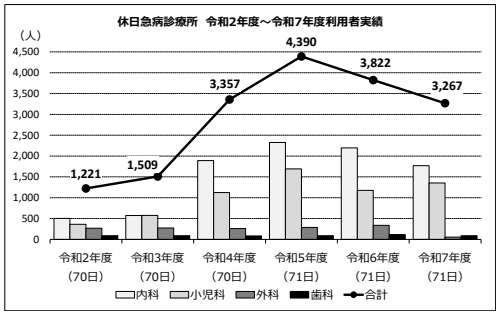
○ 市民が安心して質の高い医療が受けられる地域医療体制を持続させるためには、市民病院の健全な経営が必要となります。（➡施策③）



	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
総費用	20,065	20,318	24,924	24,061	24,351	24,760	24,693	26,527	26,618	26,878
総収益	20,228	20,039	20,261	21,722	23,237	25,039	25,123	24,690	25,082	25,292
純損益	163	▲279	▲4,663	▲2,339	▲1,114	279	430	▲1,837	▲1,535	▲1,585
経常損益	442	30	▲579	▲1,900	▲623	246	276	▲1,226	▲1,668	▲1,691

○ 小牧市医師会、歯科医師会、薬剤師会と協力し、休日急病診療所の適正な運営に努めた結果、多くの市民に利用されています。特に内科・小児科はインフルエンザなどの感染症流行時には多くの患者が来院しています。今後も、人員確保を含む持続可能な医療体制の整備と、感染症への備えを進める必要があります。（➡施策④）

○ 平日に受診できなかった市民や休日に医療機関を受診できず困ったことがある市民が一定数いることから、重症度に応じた受診や休日に受診できる医療機関の情報を適切に発信する必要があります。（➡施策④）



関連する計画：
小牧市地域包括ケア推進計画（令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度）
小牧市民病院経営強化プラン改定版（令和 6（2024）年度～令和 9（2027）年度）

目指すまちの姿

地域の医療体制を維持し、市民が住み慣れた地域で安心して必要な医療が受けられるまちにします。

代表的な指標

指標	令和 7 年度基準値	令和 12 年度目標値	令和 16 年度目標値
電子@連絡帳「こまきつながるくん連絡帳」※の登録患者数	635 人	750 人	900 人
市民病院の救急車受入台数	7,458 台	7,500 台	7,500 台
休日急病診療所受診者のうち適正受診者※割合	75.9%	80.0%	80.0%

施策①　在宅医療・介護の支援体制を充実します

- 在宅医療・介護サービスの質の向上を支援します。
- 医療や介護の連携体制強化を支援します。

施策②　地域の医療機関との連携により地域医療体制を充実します

- 救急患者の受入ベッドを適切にコントロールすることで空床を確保し、救急搬送患者の受け入れを維持・向上させます。
- 地域の医療機関との連携を推進して患者の受け入れに必要な空床を確保するため、他の医療機関への救急患者連携搬送（下り搬送）件数を増加させます。

施策③　市民病院の健全経営を推進します

- 地域医療体制を持続させるため、市民病院の健全な経営に努めます。
- インターンシップや研修医の受け入れ、スキルアップ支援、働き方改革などにより、医師・看護師など必要な人材を確保・育成します。
- 施設や設備、機器の最適化、デジタル化などにより業務の効率化を推進します。
- 高度医療機器などを活用した収益の拡大を推進します。

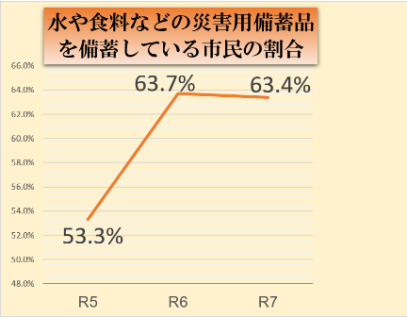
施策④　休日急病診療所の適正運営に努めます

- 休日急病診療所を利用する人に対して、重症度に応じた適切な受診行動を促します。
- 市内及び近隣自治体の休日診療医療機関について、各種媒体を通じた市民への情報周知を行います。
- 急な感染症流行に備え、小牧市医師会、歯科医師会、薬剤師会との協力をさらに強化し、休日急病診療所の持続可能な体制の整備に取り組みます。

（政策の柱）8. 安全と安心

24 災害対策

主な課題



○ 災害用備蓄品を備蓄している市民の割合は令和７（2025）年度時点で 63.4%となり、引き続き災害に対する備えにつながる効果的な啓発を継続的に進める必要があります。（➡施策①）

○ 災害時救助や避難誘導では、住民同士の助け合いが大きな力となります。地域の防災力を高めるため、今後も継続的な啓発と支援が必要です。（➡施策②）

○ 発災後に迅速な対応を行うため、市職員に対して訓練や研修を実施しています。また、災害による被害を最小限に抑え、円滑に復旧・復興を進めるためには事業者の協力が不可欠であることから、災害協定を締結しています。あわせて、警察、自衛隊との連携を一層強化するとともに、他自治体との広域的な連携を進め、実効性の高い災害時相互支援体制と有事に迅速かつ的確に対応できる危機管理体制を強化する必要があります。（➡施策③）

関連する計画：
小牧市地域防災計画

目指すまちの姿

住民及び地域コミュニティの防災力の向上と、市民の生命、身体及び財産を災害から守るための防災施策の充実により、防災・減災が機能するまちにします。

代表的な指標

指標	令和７年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
水や食料品などの災害用備蓄品を備蓄している市民の割合	63.4%	~~65.0%~~ 70.0%	~~70.0%~~ 75.0%
防災訓練への参加者数	3,703 人	3,900 人	4,000 人
市職員向けの研修・訓練回数	７回	８回	９回

施策①　市民一人ひとりの防災意識を醸成します

- 防災訓練や防災ガイドブック、広報こまき、市ホームページなどを通じて、日頃から災害に備えておく重要性を普及啓発するとともに、避難所情報を周知します。
- 市ホームページや SNS などの活用を通じて災害情報をわかりやすく迅速に伝達します。
- ハザードマップ※やマイ・タイムライン※を活用して適切に避難行動がとれるよう、多様な媒体による普及啓発に取り組みます。

施策②　地域住民が支え合い、助け合う風土を醸成します

- 実践的な防災訓練や有事に備えた住民の避難訓練などを通じて、地域団体への助言・指導を行います。
- 自主防災会活動支援補助金の活用を周知し、地域住民が主体となった防災対策を支援します。

施策③　災害時に迅速に対応できる体制を強化します

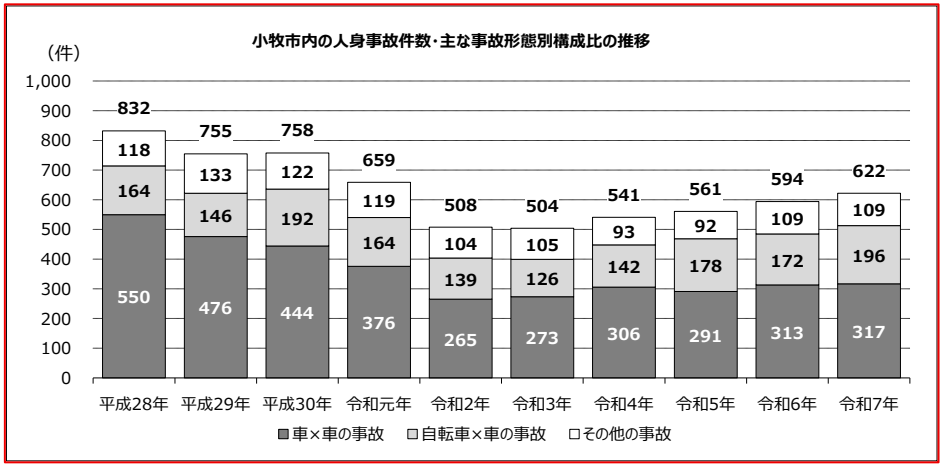
- 市職員向けの研修や訓練を実施します。
- 避難所の環境を整備します。
- 災害時の迅速な支援体制を整えるため、民間事業者との災害協定の締結を推進します。
- 警察、自衛隊との連携を強化するとともに、他自治体との実効性の高い災害時相互支援体制を構築します。

・　地震や風水害など、あらゆる有事に即応できる危機管理体制を強化します。

25 交通安全と防犯

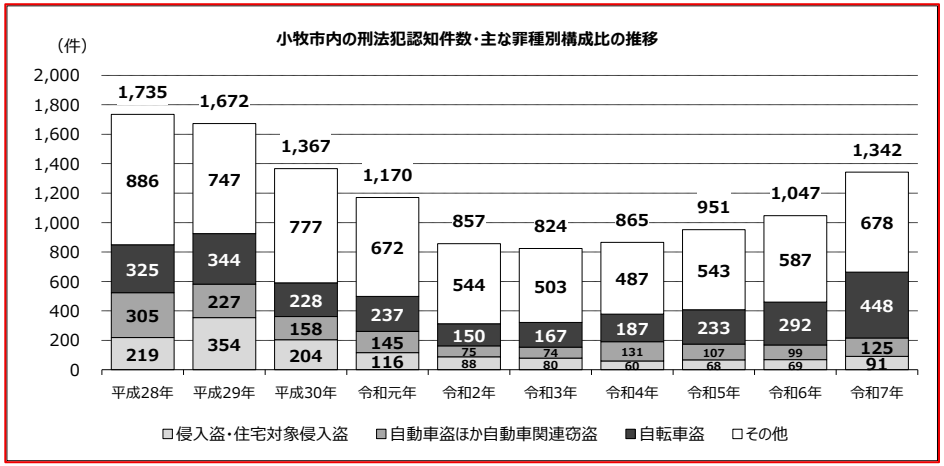
主な課題

○ 人身事故件数は令和３（2021）年から増加傾向にあり、抑制に向けた取組の推進が必要です。令和７（2025）年中は、車対車の事故が 317 件（約 51%）で最も多く、自転車対車の事故も 196 件（約 32%）と多く発生しています。このため、啓発活動や交通安全教育により、ドライバーの安全意識向上を図ることが重要です。（➡施策①）



○ 近年は、自転車関連事故の構成比や自転車対歩行者の事故が増加傾向にあり、自転車側の法令違反が認められる事例も多くなっています。このため、令和８（2026）年４月から始まった交通反則通告制度の周知とあわせ、自転車利用者が被害者にも加害者にもならないよう、啓発や交通安全教育を進める必要があります。（➡施策①）

○ 刑法犯認知件数は令和３（2021）年から増加傾向にあり、中でも本市では自転車盗の増加が顕著であるため、その対策が課題となっています。また、特殊詐欺及び侵入盗も増加傾向にあり、特に特殊詐欺は被害額も大きく増加していることから、これらの犯罪についても重点的に取り組む必要があります。（➡施策②）



○ 消費者トラブルは、インターネットの普及とともに手口が巧妙化し、高齢者に限らず若年層にも広がっています。特に、一人暮らしの高齢者や認知症の方は被害に気付きにくく、若年層では自力で解決しようとして二次被害にあうケースが問題となっているため、注意喚起を強化する必要があります。（➡施策③）

関連する計画：
なし

目指すまちの姿

交通事故や犯罪、消費者トラブルが起きないよう、市民が安全・安心に暮らせるまちにします。

代表的な指標

指標	令和 7 年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
人身事故件数	622 件	610 件	600 件
刑法犯認知件数	~~1,340 件~~ 1,342 件	1,320 件	1,300 件
消費生活センターで把握した消費者トラブルの件数	956 件	900 件	850 件

施策① 交通安全意識と交通安全マナーを高めます

- 歩行者や自動車利用者などの交通安全意識を高めるため、幼児から高齢者まで様々な年代に応じた交通安全教室を実施します。
- 警察や企業、市民などと連携し、交通量の多い交差点などでドライバーに向けた交通安全啓発活動を実施します。
- 自転車利用者のヘルメット着用促進と交通ルールの遵守を図るため、自転車の安全利用に関する講話や交通安全教室を実施します。

施策② 犯罪を防ぐまちの防犯力を高めます

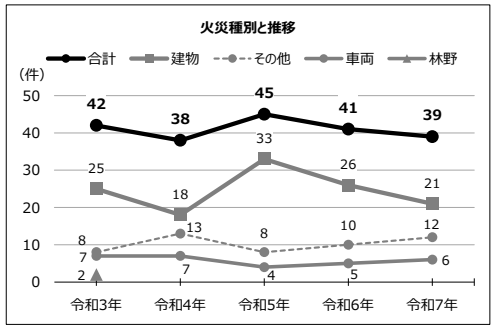
- 市設置の防犯カメラを適切に管理・運用するとともに、地域や市民、事業者などによる防犯カメラの設置を支援し、住宅地を中心に市内全域の防犯カメラ設置を促進します。
- 犯罪被害を未然に防止するため啓発活動や防犯教育を実施し、市民の防犯意識の向上を図り、自転車の鍵かけや自宅の防犯対策など、自主的な取組を促します。
- 幅広い世代の市民に対し、特殊詐欺への注意喚起を行うとともに、最新の手口や有効な対策の周知を図るため、講話や防犯教室を実施します。
- 地域が主体となった防犯対策を促進するため、地域の防犯パトロール活動を支援します。

施策③ 消費者トラブルへの注意喚起と相談しやすい環境づくりを進めます

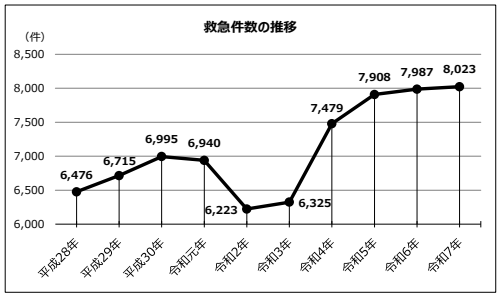
- 手口が巧妙化する消費者トラブルへの対策として、各世代の特性に応じた講座の実施やイベントの開催を通じて、相談窓口の周知と利用促進を図ります。特に若年層の二次被害防止に向けては、SNS をはじめとする多様な媒体を活用して注意喚起を行います。
- 消費者トラブルで狙われやすい高齢者の被害を防ぐため、高齢者が集まる地域サロンなどへの情報提供のほか、地域包括支援センターなどと連携して見守り体制を強化します。

26 消防と救急

主な課題



○ 市内の火災は減少傾向にありますが、全国的に住宅火災被害は、高齢化の進展に伴い今後も増加が懸念されます。本市の住宅用火災警報器の条例適合設置率は74.5%にとどまっていることから、未設置住宅への働きかけに加え、日頃からの点検や設置後10年を目安とした本体交換の必要性について、より一層の周知を図る必要があります。（➡施策①）



○ 本市の救急件数は、今後も増加傾向が続くと見込まれ、救命率の向上に向けた取組として、応急手当のさらなる普及啓発及び救急車の適正利用の啓発が重要です。（➡施策②）

○ 人々の意識や生活様式が時代とともに変化しているため、幅広い年代が積極的に消防団活動をできるよう、デジタル化や魅力ある組織づくりを進める必要があります。また、地区訓練などでの消防団員の指導体制は一定程度整っており、今後は災害対応力のさらなる強化を図るため、実践的訓練や技術目標の明確化が必要になります。（➡施策③）

関連する計画：
救急高度化推進計画書（令和8（2026）年度～令和17（2035）年度）

目指すまちの姿

市民一人ひとりが自分の身を守る力を高めるとともに、消防・救急体制及び防火安全対策を強化し、災害や事故から市民の生命、身体及び財産を守ることができるまちにします。

代表的な指標

指標	令和7年 基準値	令和12年 目標値	令和16年 目標値
建物火災による死者数（放火自殺者を除く）	0人 （令和7年）	0人 （令和12年）	0人 （令和16年）
建物火災の発生件数	21件 （令和7年）	21件 （令和12年）	21件 （令和16年）
救命率	1.1% （令和7年）	5.1% （令和12年）	5.1% （令和16年）

施策①　火災予防対策を充実します

- 住宅用火災警報器の必要性に関する普及啓発を行うとともに、消防職員による訪問調査を通じて、設置状況の確認及び10年を目安とした適切な維持管理・本体交換を促進します。
- 特定防火対象物※における重大な消防法令違反に対する是正指導を進めます。
- 防火管理や防災管理、定期点検など、消防法に基づく必要な届出がされていない事業所に対して立入検査を実施し、改善を促します。

施策②　救命率の向上を図ります

- 市内小中学校の教員及び事業所･企業の安全衛生管理者に応急手当普及員の資格を取得してもらい、学校や職場における応急手当講習などの開催と資器材の貸出を支援します。
- 救命講習受講者の増加を図るため、申請方法にデジタル化を加えて利便性を高めます。
- 救急車の現場到着所要時間を短縮するため、救急車の適正利用に関する取り組みや啓発を推進します。

施策③　持続可能な消防団の体制を構築します

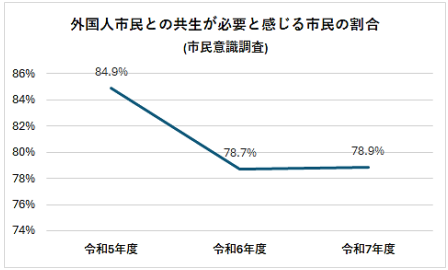
- 消防団員の処遇改善を進めるとともに、参集連絡や出動報告、団員管理のデジタル化を図ります。
- 消防団の技術目標を明確化し、災害時における実践的な対応力の向上を図ります。

（政策の柱）9. 環境と共生
27 多文化共生と男女共同参画

主な課題

○ ~~国籍や民族などの文化的な違いや固定的な性別役割分担意識に起因する偏見や差別の解消が十分とはいえない状況にあります。すべての人が多様性を認め合い、人権が尊重される地域社会の実現が課題となっています。~~
国籍や民族などの文化的背景の違いに対する理解促進や、固定的な性別役割分担意識の解消が十分とはいえない状況にあります。国籍や性別にかかわらず誰もが個性や能力を発揮できる地域社会の実現が課題となっています。

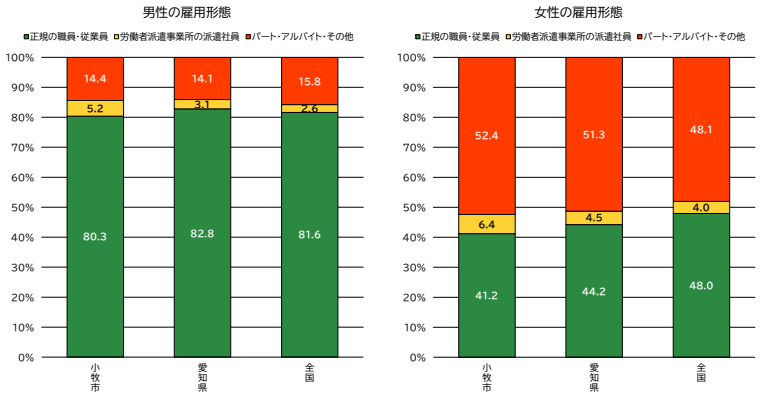
○ 近年、「外国人市民との共生が必要と感じる市民の割合」は８割前後となっています。~~弱で横ばい傾向にあります。~~外国人市民には、日本文化の理解やルールを周知し、日本人市民には、外国の文化・習慣への理解を進める必要があります。また、多言語での情報発信や、遠隔通訳サービス、外国人相談員（通訳）の配置により、多言語相談対応を進めていますが、生活オリエンテーション※の実施や日本語教育環境の充実などが課題となっています。（➡施策①、②）



○ 小牧市国際交流協会と連携し、交流イベントやプレスクール※などを通じて、多文化共生の取組を幅広い世代に対して展開しています。今後は、外国人市民の増加を見据え、交流・協働の機会の拡充や、災害時の支援体制の強化に向けたボランティアの確保・育成、防災訓練への参加促進が必要です。（➡施策③）

○ 本市の審議会などの委員の女性比率は、25.6%（令和７（2025）年度）にとどまり、様々な場面で女性の参画が十分に確保されていません。女性の登用を進めるとともに、女性が参画しやすい環境を整備し、心理的・物理的ハードルの解消を図る必要があります。（➡施策④）

○ 女性は「結婚や出産を機に退職し、こどもがある程度大きくなったら家事・育児などを担いながら非正規雇用で働く」以外のキャリアプランを描きづらい状況にあります。アンケート調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るほうが良い」といった固定的な性別役割分担について「反対」の割合が 67.5%となっているものの、女性の「反対」の割合が 71.3%と、意識の差がみられるなど、就労環境や家庭における役割分担の両面において性別による偏りが残っていることから、女性の継続就業や多様なキャリア形成の実現に向けた改善が必要です。（➡施策⑤）



関連する計画：
小牧市多文化共生推進プラン【第 2 次プラン】（令和 2（2020）年度～令和 9（2027）年度）
第 5 次小牧市男女共同参画基本計画（令和 9（2027）年度～令和 13（2031）年度）

目指すまちの姿

国籍や性別にかかわらず、誰もが互いを尊重し、個性や能力を発揮できる多様性に富んだ活力あるまちにします。

代表的な指標

指標	令和 7 年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
市や小牧市国際交流協会が実施する日本人市民と外国人市民が交流する事業などへの参加者数	1,717 人	1,900 人	2,100 人
外国人市民との共生が必要と感じる市民の割合	78.9%	81.2%	83.6%
固定的な性別役割分担について見直すべきと思う男性の割合	77.7%	80.0%	83.0%

施策①　外国人市民が生活に必要な情報にアクセスできる環境を整えます

- ごみの分別や交通ルールなど、生活に必要な情報について、多言語による情報提供の充実を図ります。
- 広報こまきのデジタル化の動向や他市町の事例を参考に、外国語版生活情報誌のデジタル化を進めます。
- 外国人市民の状況に応じて、デジタル技術の活用も含め、多言語による相談体制の充実を図ります。

施策②　外国人市民の学びを支え、日本語や地域の文化・習慣を学ぶ機会の充実を図ります

- 小牧市国際交流協会や企業、NPO などと連携し、日本語教育環境の整備を進めます。
- 行政サービスの利用方法や生活上のルールを学ぶ生活オリエンテーションを実施し、地域の習慣や文化を習得する機会の充実を図ります。

施策③　日本人市民と外国人市民が互いの「ちがい」を学び交流し、協働する機会を増やします

- 小牧市国際交流協会や企業、NPO、地域コミュニティ組織などと連携し、多文化共生への理解を深める講座の開催や啓発活動を推進するとともに、日本人市民と外国人市民が交流する事業の充実に取り組みます。
- 災害時外国人支援ボランティアを育成・確保するとともに、地域の防災訓練への外国人市民の参加を支援します。

施策④　あらゆる分野における女性の活躍を推進します

- 政策・方針決定の場における女性の参画を推進するため、本市審議会などへの女性の登用を推進します。
- 女性の主体的な参画を促進するため、必要な知識や経験を習得するためのスキルアップ講座などを実施します。

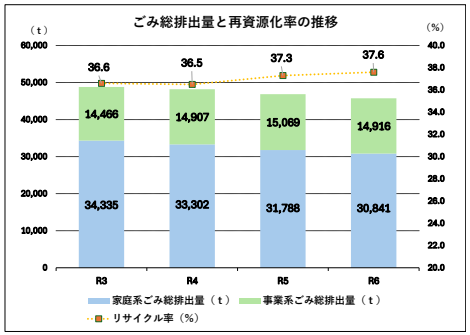
施策⑤　男女共同参画社会の実現に向けた意識改革や教育を推進します

- 固定的役割分担意識の見直しやアンコンシャス・バイアス※の解消に向けて、幅広い世代を対象とした意識啓発講座や啓発活動などを実施します。

28 ごみ減量とエネルギー

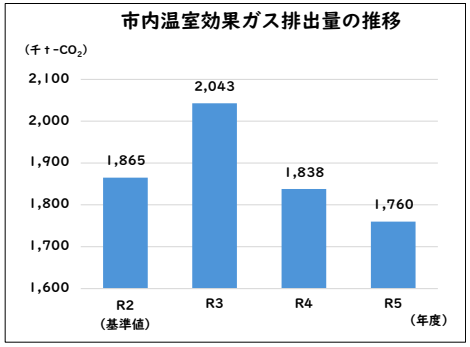
主な課題

○ 本市では、市民のリサイクル※や分別に対する意識の向上により、平成 28（2016）年度から令和 6（2024）年度までの 9 年間、県内の市で再資源化率が連続して 1 位となっており、家庭系ごみ総排出量についても減少傾向にあります。一方で、燃やすしかないごみには剪定枝類や紙など再資源化可能な資源や資源化可能な生ごみが多く含まれているため、今後は再資源化量を増加させながら生ごみ削減などの取組により、さらなるごみの減量化を進めていく必要があります。（➡施策①、③）



○ 事業系ごみ総排出量は横ばい傾向にあるため、今後は、事業系ごみに含まれている紙類や食品残渣※などについて、再資源化と排出量削減を進める必要があります。（➡施策①、③）

○ 温室効果ガス排出量は減少傾向にあるものの、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギーのさらなる推進や再生可能エネルギーの導入促進により、排出量削減を進める必要があります。（➡施策②、③）



○ 「日頃から省エネルギーを意識した行動を実践している市民の割合」は 70%台で、ほぼ横ばいの状態となっています。環境にやさしい行動を実践できるようにするために、幅広い世代に向けた環境学習の機会の提供、また、より多くの市民に届く情報発信の手法を検討する必要があります。（➡施策②、③）

関連する計画：
第三次小牧市環境基本計画（改定版）（令和 7（2025）年度～令和 12（2030）年度）
第 5 次小牧市環境率先行動計画（令和 7（2025）年度～令和 12（2030）年度）
小牧市生活排水処理基本計画（令和 6（2024）年度～令和 12（2030）年度）
小牧市ごみ処理基本計画（令和 8（2026）年度～令和 17（2035）年度）
小牧市一般廃棄物処理実施計画（令和 8（2026）年度策定）
小牧市分別収集計画（令和 8（2026）年度～令和 12（2030）年度）

目指すまちの姿

市民・事業者・市が協働して 5R※を推進することで資源循環型のまちづくりを進め、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて取り組むまちにします。

代表的な指標

指標	令和 7 年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
1 人 1 日あたりのごみの排出量（家庭系ごみ）	401g	385g	380g
事業系ごみの年間排出量	10,235t	9,924t	9,596t
市内温室効果ガス排出量	1,760 千 t-CO_2 （令和 5 年度）	1,136 千 t-CO_2 （令和 10 年度）	928 千 t-CO_2 （令和 14 年度）

施策①　市民・事業者・市の協働による 5R の取組を進め、ごみ減量化を推進します

【リフューズ※】
- 過剰包装を断るなど環境に配慮した行動の周知・啓発を行うとともに、マイボトル・マイカップ・マイ箸の活用を促進し、使い捨てプラスチック製品の削減啓発を強化します。

【リデュース※・リサイクル】
- プラスチック類や雑がみ、剪定枝類の分別を徹底し、資源回収量の増加を図ります。

・ 家庭でのエコクッキングなどの普及や生ごみ処理機器の活用支援により、生ごみの発生を抑制します。
・ 事業系ごみについて、事業者に対し民間の再資源化施設の活用を促進し、紙類や剪定枝類、食品残渣の発生抑制と再資源化を一体的に推進します。また、食品残渣削減に向けて、飲食店で食べきれなかった料理を利用者が自己責任で持ち帰って食べきる取組の実践やフードドライブ活動を進めます。
・ 中間処理での金属回収や溶融スラグ※の有効利用、余熱発電などにより資源・エネルギーの有効活用を進めるほか、生ごみの資源化や紙おむつの再資源化に関する先進的な研究や、循環経済への転換に向けた普及・啓発を行います。

【リユース※・リペア※】

・ 製品の長期利用や不要品の譲渡など、家庭でのリユースに関する啓発を推進するとともに、各児童館におけるこども服のリユースや、民間事業者と連携した不要品のリユースを促進します。
・ リペアに関する情報発信を通じて、「長く使う・直して使う」意識の醸成を図ります。

施策②　脱炭素型まちづくりを推進します

・ 家庭・事業所・公共施設における省エネルギー型機器及び太陽光発電設備などの導入を促進します。
・ バイオマス※などの再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、再生可能エネルギー由来の~~電力の導入や~~電力の調達を進めます。また、脱炭素化の取組による~~削減できた二酸化炭素量を環境価値として活用する取組を促進します。~~二酸化炭素排出削減量をクレジットとして取引できる「J-クレジット※」の活用を促進し、事業者をはじめ市域内の温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

施策③　環境意識を高めます

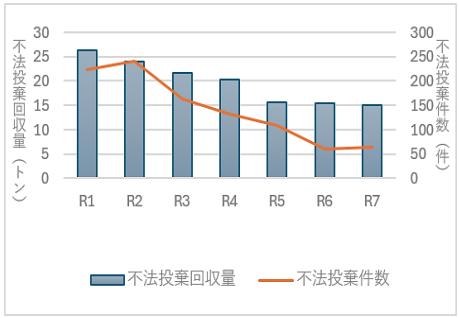
・ ごみ減量や資源リサイクルへの理解を深める出前講座、小中学校への市職員派遣などを通じて環境教育を充実させ、幅広い世代に環境について学ぶ機会を提供することで、環境にやさしい持続可能なライフスタイルの普及・啓発を進めます。
・ 環境に関する情報やイベント、講座などの情報提供の充実に向けて、ごみ分別アプリや SNS、動画など多様な媒体を活用しわかりやすい周知・啓発を行うとともに、外国人市民や転入者にも確実に伝えるための情報発信を推進します。

29 自然と生活環境

主な課題

○ 近年、世界的に気候変動の進行や異常気象の頻発、森林の減少、生物多様性の損失など、環境問題が深刻化しており、生態系の劣化が懸念されています。このような中、令和 12（2030）年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現が国際的な目標として掲げられており、本市においてもその実現に向けた取組を推進していく必要があります。（➡施策①）

○ 本市は、内陸工業都市として発展し、豊かな地域経済を形成している一方、産業活動の拡大に伴い、水質汚濁などの環境問題が進行しました。しかし、住民・事業所・行政がそれぞれに取り組んできた結果、河川の水質は全体として改善傾向にあります。一方で、依然として水質汚濁が課題となっている河川もあることから、引き続き、河川の水質改善をはじめとする環境問題に住民・事業所・行政が連携して環境負荷の低減に向けた取組を一層推進していく必要があります。（➡施策②）



○ 廃棄物適正処理指導員による巡回を実施し、不法投棄の多い地区に啓発看板や監視カメラなど~~やナイトポリス~~を設置しています。これらの施策により不法投棄は減少傾向にありますが、令和 7（2025）年度は 15 トンのポイ捨てごみ及び大型不法投棄物を小牧岩倉エコルセンターへ搬入しており、未だ不法投棄の根絶には至っていないため、継続的な監視体制の強化が必要です。（➡施策②）

○ 飼い主のいない猫によるフンや鳴き声、ごみあさりなどが、地域の生活環境の悪化やトラブルの原因となっていることから、住民・ボランティア・行政が連携して取り組む必要があります。（➡施策②）

関連する計画：
第三次小牧市環境基本計画（改訂版）（令和 7（2025）年度～令和 12（2030）年度）

目指すまちの姿

自然との共生及び身近な地域環境の良好な状態を保持し、ごみのポイ捨てなどがない快適で住みやすいまちにします。

代表的な指標

指標	令和 7 年度 基準値	令和 12 年度 目標値	令和 16 年度 目標値
指標生物の保全	35 種	35 種	35 種
市内河川の BOD※年平均値	1.91 mg/L	1.84 mg/L	1.78 mg/L

施策①　豊かな自然環境や生物多様性を保全します

- 将来を担う若年層の環境意識の高揚につなげる啓発事業を実施します。
- 在来生物を守るため、オオキンケイギクをはじめとした特定外来生物の駆除事業を実施します。

施策②　良好な生活環境を保全・形成します

- 市民の生活環境を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準などを遵守するよう指導を行います。
- 繁殖や周囲に対する危害及び迷惑の未然防止を図るため、「こまき応援寄付金（不幸な猫を増やさないまちづくりコース）」を活用し、飼い主のいない猫の去勢避妊手術を支援します。
- 単独処理浄化槽及びくみ取り槽から環境にやさしい合併処理浄化槽への転換を促進するため、設置者に対して支援します。
- 不法投棄の多い地区には、廃棄物適正処理指導員による巡回を強化し、啓発看板や監視カメラなど~~、ナイトポリス~~を設置することで、不法投棄防止対策を講じます。